

安中市バリアフリーマスタープラン
(移動等円滑化促進方針) 及び
磯部温泉地区バリアフリー基本構想
【資料編】

目次

1. 安中市の概況.....	1
1.1 移動等円滑化の観点からの安中市の現状.....	1
1.2 上位関連計画.....	17
2. まち歩き点検の結果（詳細）.....	29
2.1 まち歩き点検の概要.....	29
2.2 まち歩き点検の結果.....	30
2.3 意見交換会の結果.....	48
3. 磯部温泉における情報発信、誘客の取り組み.....	52
3.1 温泉マスターへの道.....	52
3.2 温泉マーク発祥祭り.....	57
3.3 温泉マーク謎解き.....	58
4. 用語集.....	61
5. バリアフリーに関わるマーク.....	70

1. 安中市の概況

1.1 移動等円滑化の観点からの安中市の現状

1.1.1 沿革、位置、地勢、特性

1) 地理的な位置、特徴

安中市は群馬県の西部に位置し、高崎市、富岡市、下仁田町及び長野県軽井沢町に接している。市域は東西約 27km、南北約 12 kmにわたり、面積約 276.31k m²を有している。

西部に県境となる碓氷峠、北部に榛名山、南部に妙義山と三方を山に囲まれ、中央部には東西方向に碓氷川と、その支流である九十九川、柳瀬川が流れ、その下流部の沿岸は、丘陵地・平坦地となっている。中上流部では、支流の河川が山地、丘陵地の狭間に多くの谷地を形成している自然豊かなまちである。

市街地は東部の碓氷川、九十九川、柳瀬川に挟まれた東西に長い平坦地で形成されており、その周囲の河川沿岸に農地・農村集落地が展開している。



図 1 安中市の位置

資料：安中市「第3次安中市総合計画」（令和6年3月）

2) 都市の特性

安中市では、古代からの東山道が江戸時代に入り中山道として整備され、板鼻・安中・松井田・坂本の4つの宿場町が繁栄し、「碓氷関所跡」や「五料の茶屋本陣」などが、中山道に関連する県指定の文化財に指定されている。

近代には、碓氷峠を越えるアプト式鉄道が建設され、その信越本線の横川－軽井沢間が1999年（平成9年）に廃止された後には、一連の鉄道施設が国指定の重要文化財となっている。安中市は、古くから峠越えの交通路が集中する要衝の地であり、古代から近代までの交通に係る遺跡・遺構が重層し連なる、交通史のまちとなっている。

1.1.2 人口等

1) 総人口、世帯数

安中市の人口は、2000年（平成12年）の64,893人をピークに減少しており、2020年（令和2年）には54,907人となっている。

世帯数は増加傾向にあったが、2020年（令和2年）は減少に転じ、22,093世帯となっている。

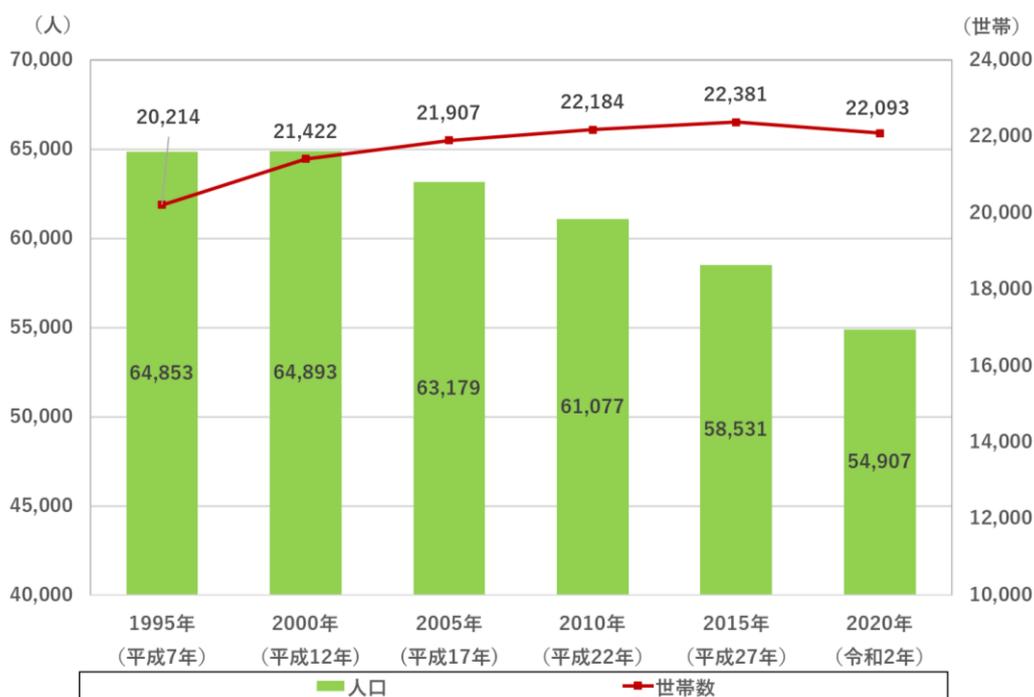


図 2 安中市の人口と世帯数の推移

資料：群馬県「令和2年国勢調査 群馬県の人口と世帯 人口等基本集計結果（確報）」（令和3年11月）

国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計（平成30年3月）によると、安中市の人口は2045年（令和27年）には39,148人まで減少し、2015年（平成27年）と比較すると、30年間で19,000人以上、約33%減少すると予測されている。

2) 年齢別人口

年齢3区分別の人口推移をみると、0～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）は減少傾向にある一方、65歳以上（高齢者）は増加傾向にあり、2020年（令和2年）の高齢化率は36%となっている。

安中市では、人口減少とともに少子高齢化が進んでいる。

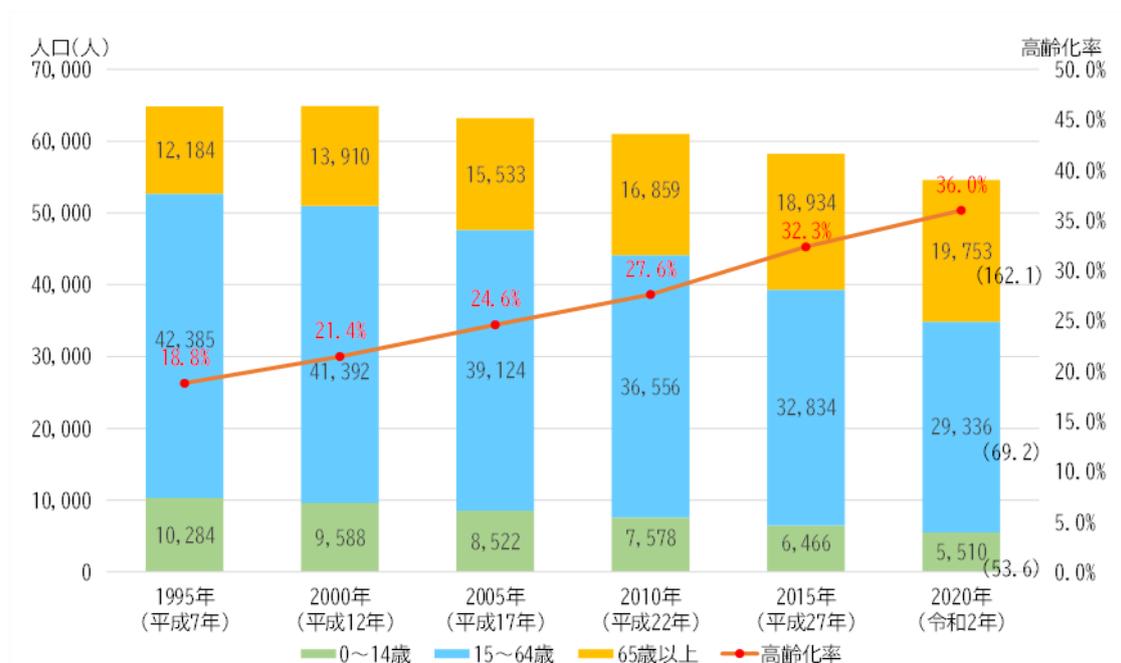


図 3 年齢階層別人口の推移

資料：国勢調査

※高齢化率は、年齢不詳を含む人口計に対する65歳以上の人口の割合。なお、2020年の（ ）内の数値は、それぞれ1995年の値を100とした場合の2020年の値

3) 障害者の状況

各種障害者手帳の所持者数の推移をみると、「身体障害者手帳」の所持者数は減少傾向にあるものの、全体の7割程度を占め最も多い。

一方、2017年度（平成29年度）から自立支援医療と障害者手帳の申請手続きが簡略化（診断書の併用）されたこともあり、「療育手帳」の所持者数と「精神障害者保健福祉手帳」の所持者数は増加傾向にある。特に2020年度（令和2年度）の「精神障害者保健福祉手帳」の所持者数は、2016年度（平成28年度）と比べると30%増加している。

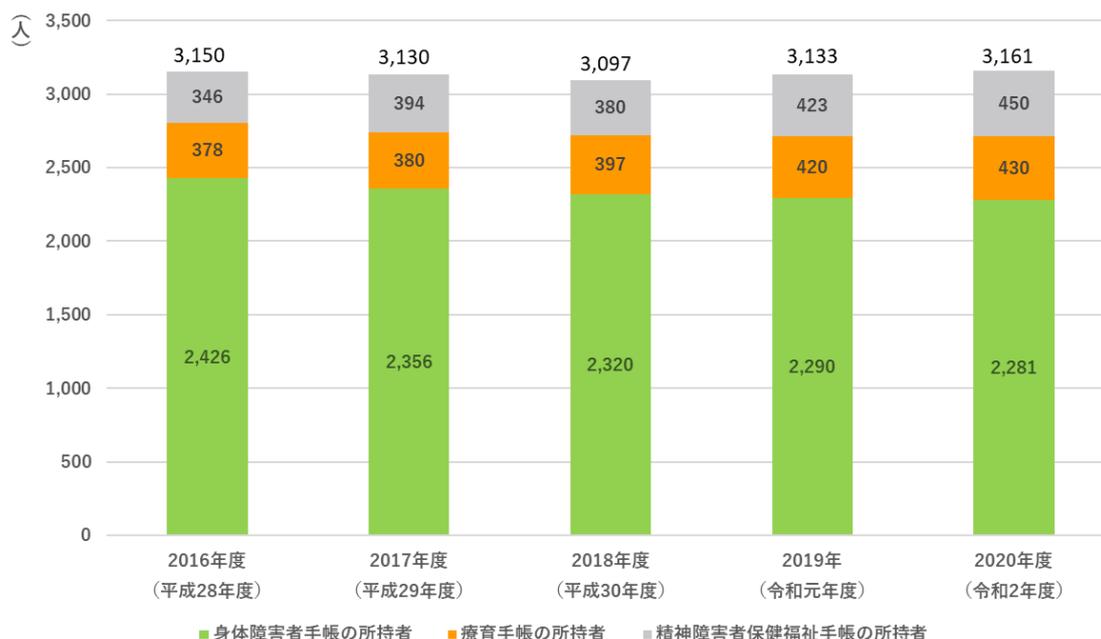


図 4 障害者手帳所持者数の推移

資料：安中市「第3次安中市地域福祉計画地域福祉活動計画」（令和3年3月）をもとに作成
※各年4月1日データ

表 1 障害者手帳所持者数の変化率

(単位：人)

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	変化率 (H28→R2)
総数		3,150	3,130	3,097	3,133	3,161	0.3%
身体障害者手帳	所持者数	2,426	2,356	2,320	2,290	2,281	-6.0%
	所持率	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	-
療育手帳	所持者数	378	380	397	420	430	13.8%
	所持率	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	-
精神障害者 保健福祉手帳	所持者数	346	394	380	423	450	30.1%
	所持率	0.6%	0.7%	0.6%	0.7%	0.8%	-

資料：安中市「第3次安中市地域福祉計画地域福祉活動計画」（令和3年3月）をもとに作成
※各年4月1日データ
※所持率は、手帳所持者数を住民基本台帳（各年3月31日現在）の人口で除した値

注) 身体障害者手帳：身体障害者手帳は、身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳
療育手帳：児童相談所又は知的障害者更生相談所にて、知的障害があると判定された方に交付される手帳
精神障害者保健福祉手帳：一定程度の精神障害の状態にあることを認定する手帳

1.1.3 公共交通

1) 公共交通の変遷

安中市には信越本線が乗り入れており、かつては碓氷峠を越えて軽井沢まで運行していたが、1999年（平成9年）に横川－軽井沢間が廃止された（アプト式鉄道）。

また、市内には群馬バス、上信バスによる路線バスが運行していたが、1993年（平成5年）から順次廃止となったことを受け、1994年（平成6年）からは市による代替路線バスが運行され、1999年（平成11年）からは、市役所を起点に東西を循環する乗合タクシーが運行された。

現在では、路線バス7路線、乗合タクシー2路線が運行している。そのほか、交通弱者救済措置事業として、高齢者等を対象者にタクシー料金の補助を実施している。

表 2 安中市における公共交通の変遷

年月	内容
平成5年4月	群馬バス 前橋と磯部（鷲宮経由） 路線廃止
平成5年10月	群馬バス 秋間（恵宝沢・秋間中関）路線廃止 後閑方面（柿平）、松井田（碓氷病院以西）路線廃止
平成6年4月	上信バス 富岡～松井田線 富岡～安中線（間仁田経由・板鼻経由の2路線）が廃止
平成6年9月	碓氷病院～（安中駅）～秋間中関線と安中駅～柿平線 運行開始 （ボルテックスアークに運行委託）
平成8年4月	安中～碓氷病院間が廃止 高崎～安中線が、平日8回・休日6回の運行に縮小
平成9年10月	安中榛名駅～磯部線 運行開始 （ボルテックスアークに運行委託）
平成11年2月	乗り合いタクシーの運行（安中タクシーに運行委託）
平成14年12月	高崎駅～安中駅を結ぶ路線を延長、安中駅～松井田駅間の再運行開始 （群馬バスに運行委託）
平成23年7月	安中榛名駅～安中駅経由～安中市役所線の運行開始
令和5年8月	安中榛名駅～安中駅経由～安中市役所線が、安中市スポーツセンターまで延伸

資料：安中市「安中市史」（平成15年）、安中市ウェブサイトをもとに作成

注)アプト式鉄道:アプト式鉄道とは、ラックレールという歯形レールを使って、急坂を登り降りする急勾配用の鉄道。

2) 鉄道の状況

安中市では、北部に北陸新幹線の安中榛名駅が設けられているほか、東西方向に信越本線が走っており、安中駅、磯部駅、松井田駅、西松井田駅、横川駅の5駅が設けられている。松井田駅、西松井田駅については、2018年（平成30年）から無人化され、安中駅が管理運営している。

各駅の乗車人員の推移をみると、いずれの駅も新型コロナウイルスの流行後に大きく落ち込み、その後は回復傾向にあるものの、以前の水準には達していない。2022年（令和4年）では、安中駅が1,615人で最も多く、次いで磯部駅が882人で多い。

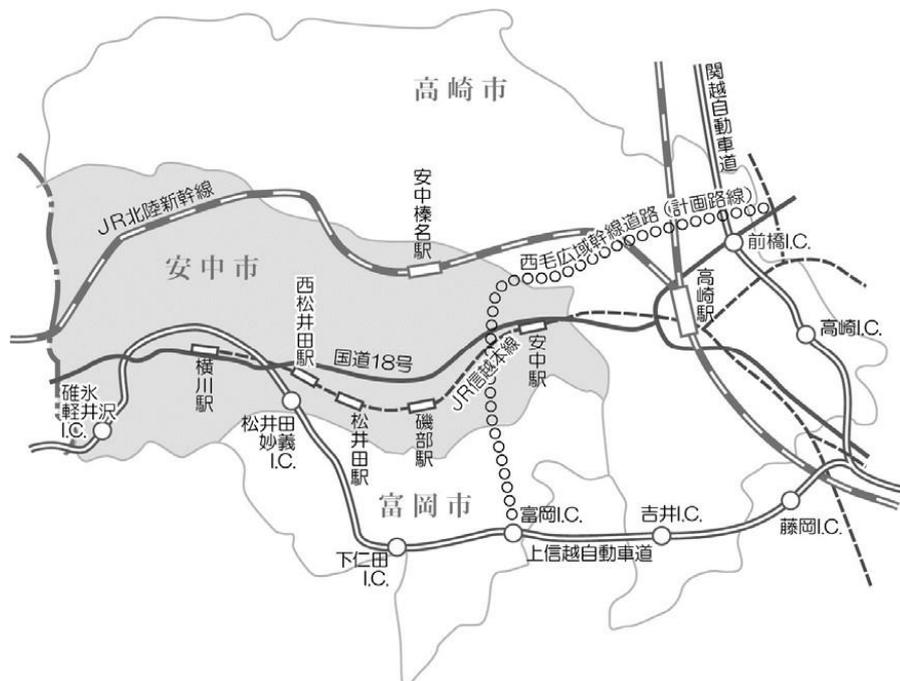


図 5 市内の鉄道・道路網

資料：安中市「安中市都市計画マスタープラン」（平成27年3月）

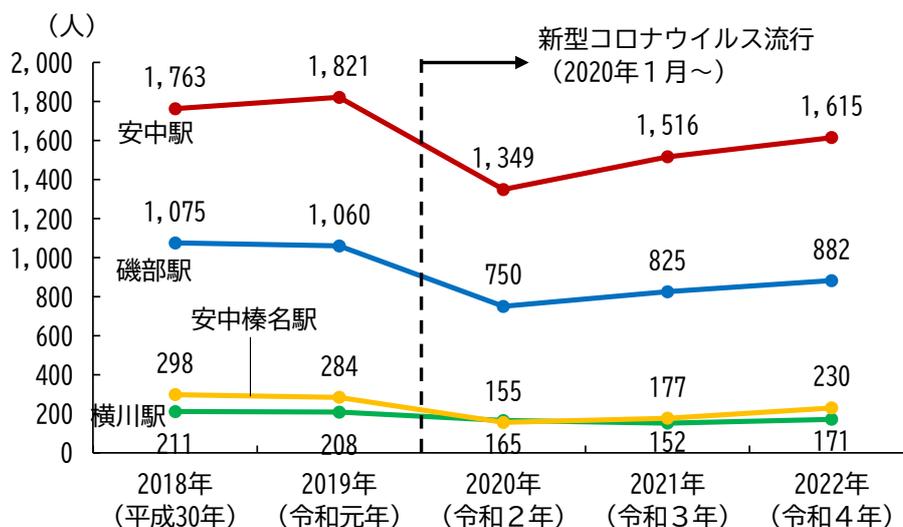


図 6 市内各駅の乗車人員の推移（1日平均）

資料：東日本旅客鉄道株式会社ウェブサイトをもとに作成
※松井田駅、西松井田駅は、無人駅により数値が公表されていないため除外

3) 路線バス、乗合タクシーの状況

(1) 路線バス

市内には、路線バスが7路線運行しており、一部区間はフリー乗降区間となっている。

また、市内路線バスには運賃割引制度が導入されており、障害者手帳の所持者については、障害割引運賃が適用される。



図 7 市内の公共交通路線網

資料：安中市資料

表 3 市内路線バスの運賃割引制度の適用状況

種別	内容	対象者	必要なもの／備考	群馬バス	安中市バス	安中市ター
大人運賃	普通運賃 (※1)	中学生以上	-	○	○	○
小児運賃	半額 ※10円未満切上げ	小学生	-	○	○	○
	無料	未就学児	状況によって小児運賃が発生 (※2)	○	○	○
障害割引運賃	半額 ※10円未満四捨五入	身体障害者	身体障害者福祉手帳	○ 1~3級のみ	○	○
		知的障害者	療育手帳	○	○	○
		精神障害者	精神障害者保健福祉手帳	○	○	×
		介護人・付添人	必要と認められる場合に半額	○	○	○
	小児運賃の半額 ※10円未満四捨五入	身体障害者 (小児)	身体障害者福祉手帳	○ 1~3級のみ	○	×
		知的障害者 (小児)	療育手帳	○	○	×
精神障害者 (小児)		精神障害者保健福祉手帳	○	○	×	
児童福祉割引運賃	半額 ※10円未満四捨五入	児童福祉法に定める施設に入所している者	-	×	○	

資料：安中市ウェブサイト

(2)乗合タクシー

市内には乗合タクシーが2路線運行しており、午前は定時定路線型、午後はデマンド型のハーフデマンド形式となっている。午前の定時定路線型による運行では、間仁田・岩野谷線は2便/日、磯部・中野谷線は3便/日で運行している(一部区間はフリー乗降区間)。

なお、路線バス同様、障害者手帳の所持者については、障害割引運賃が適用される。

午前 決まった時刻とルートで運行します

①運行ルート……路線図(別紙)のとおり。安中市役所発着でエリア内を循環します
 ②運行ダイヤ……下表のとおり
 ③運行日……平日・土曜日(日・祝日、及び12/30~1/3は運休)
 ④運賃……1乗車につき 大人200円、小人100円

路線名	方向	出発	到着	停留所から行ける主な施設
間仁田・岩野谷線	上り	6:25	7:45	安中市役所、安中駅、新島学園、学習の森、市文化センター、板鼻公民館、岩野谷公民館、老人福祉センター、ハイシア、安中郵便局、須藤病院、本多病院、なぐも眼科 など
		9:20	10:40	
	下り	7:55	9:15	
		10:50	12:20	
磯部・中野谷線	上り	6:40	7:15	安中市役所、磯部駅、磯部公民館、恵みの湯、東横野公民館、ヘルシテイ、正田病院、大貴クリニック、なぐも眼科 など
		8:20	9:00	
		10:45	11:20	
	下り	7:35	8:10	
		9:30	10:05	
		11:30	12:05	

午後 予約を受けて運行します(デマンド運行)

①運行区域……区域図(別紙)のとおり
 ②運行ダイヤ……安中タクシー営業所発車時刻:13時、14時、15時、16時、17時、18時
 ③運行日……平日・土曜日(日・祝日、及び12/30~1/3は運休)
 ④運賃……【路線上】大人200円、小人100円
 【路線外目的地】大人300円、小人150円

○「デマンド運行」とは?
 ・路線上や路線外目的地の範囲内で、予約した方を迎えに行き、目的地まで最短経路で運行します。
 ・原則として、利用前日(平日)の17時までに、安中タクシー(株)に電話予約して利用します。
 ・詳しい利用方法は、4ページ目をご覧ください。

図 8 乗合タクシーの概要

資料：安中市資料

表 4 主な停留所の時刻表(午前：定時定路線型)

	方向	主な停留所	安中市役所	安中駅	岩野谷公民館	大手前	安中市役所
		間仁田～岩野谷線	1便目	6:25発	6:53	7:14	7:41
	2便目	9:20発	9:48	10:09	10:36	10:40着	
	下り	主な停留所	安中市役所	大手前	岩野谷公民館	安中駅	安中市役所
		1便目	7:55発	7:59	8:22	8:47	9:15着
	2便目	10:50発	10:54	11:17	11:42	12:10着	
	磯部～中野谷線	上り	主な停留所	安中市役所	磯部公民館	磯部駅北口	東横野公民館
1便目			6:40発	6:49	6:53	7:06	7:15着
2便目			8:20発	8:29	8:34	8:51	9:00着
3便目		10:45発	10:54	10:59	11:11	11:20着	
下り		主な停留所	安中市役所	東横野公民館	磯部駅北口	磯部公民館	安中市役所
		1便目	7:35発	7:44	7:57	8:01	8:10着
		2便目	9:30発	9:39	9:51	9:56	10:05着
	3便目	11:30発	11:39	11:51	11:56	12:05着	

資料：安中市資料

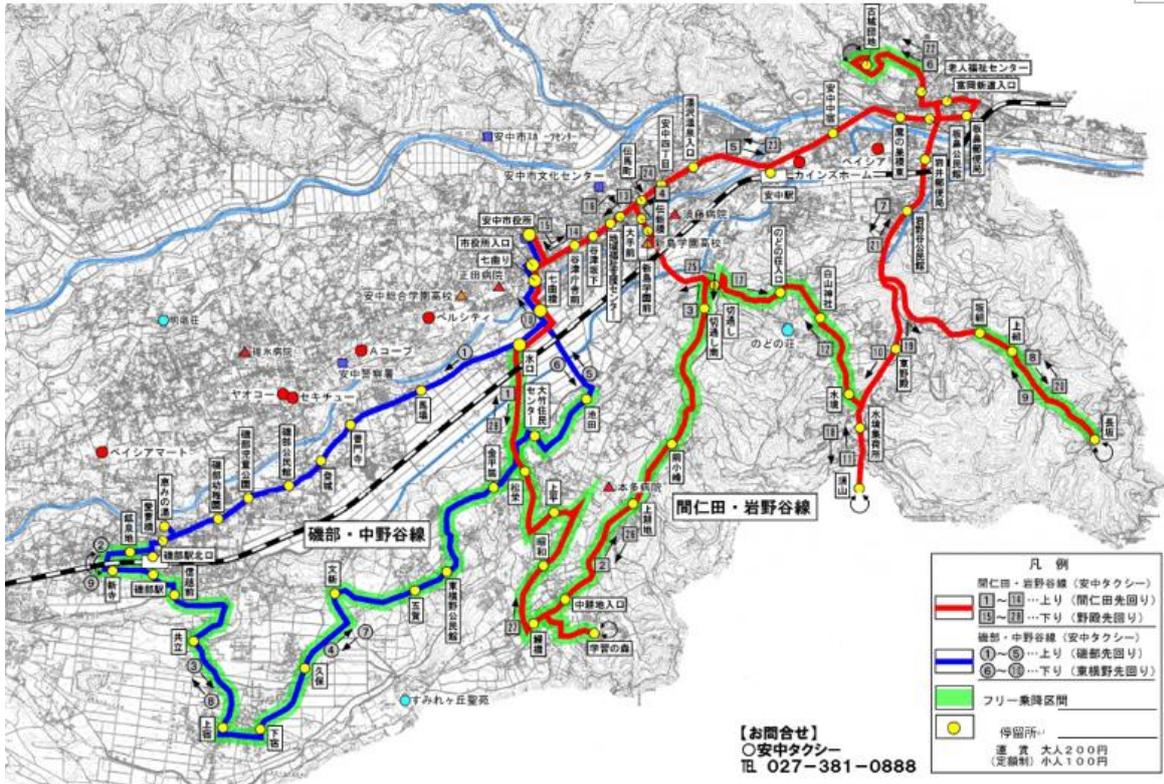


図 9 乗合タクシーの運行路線 (午前：定時定路線型)

資料：安中市資料

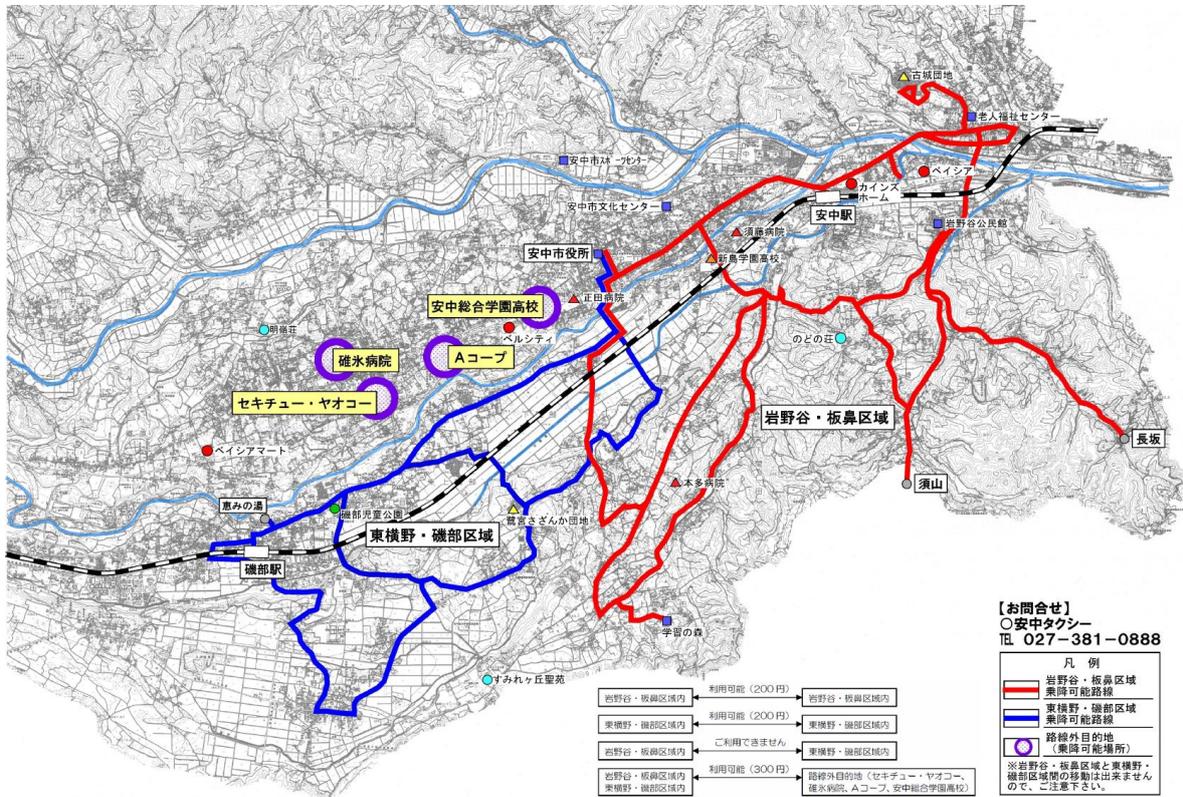


図 10 乗合タクシーの乗降可能場所 (午後：デマンド型)

資料：安中市資料

4) 福祉交通の状況

安中市では、タクシー以外の交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者等を対象に、通院などでタクシーを利用したときに料金の一部を補助し、外出を支援している。

なお、本制度は合併前の旧安中市および旧松井田町の補助制度を継続して実施しているため、居住地域により対象者や補助内容が異なる。

表 5 タクシー料金補助の対象者・補助内容

	対象者	補助内容
安中地域 (旧安中市内)	<ul style="list-style-type: none">・年齢が満 75 歳以上の方・1～3 級の身体障がい者手帳をお持ちの方・母子世帯のうち自動車を保有していない方	1 枚あたり 500 円を補助する券を年度内で最大 36 枚交付
松井田地域 (旧松井田町内)	<ul style="list-style-type: none">・年齢が満 70 歳以上の方・身体障がい者手帳または精神・知的障がい者手帳をお持ちの方・母子・父子世帯	1 枚あたり 330 円から 19 段階（地区と乗車距離による）で補助する券を年間 24 枚交付（特別な事情がある場合に限り追加交付）

資料：安中市ウェブサイトより作成

1.1.4 道路

1) 主要な道路網

市内では、主に国道・県道といった幹線道路が東西方向に通っており、市道の1級路線・2級路線がそれらを南北につなぐように整備されている。

また、市域西部には首都圏と信越・北陸地方を連絡する上信越自動車道が通り、市内には松井田妙義、碓氷軽井沢の2つのインターチェンジが設けられている。

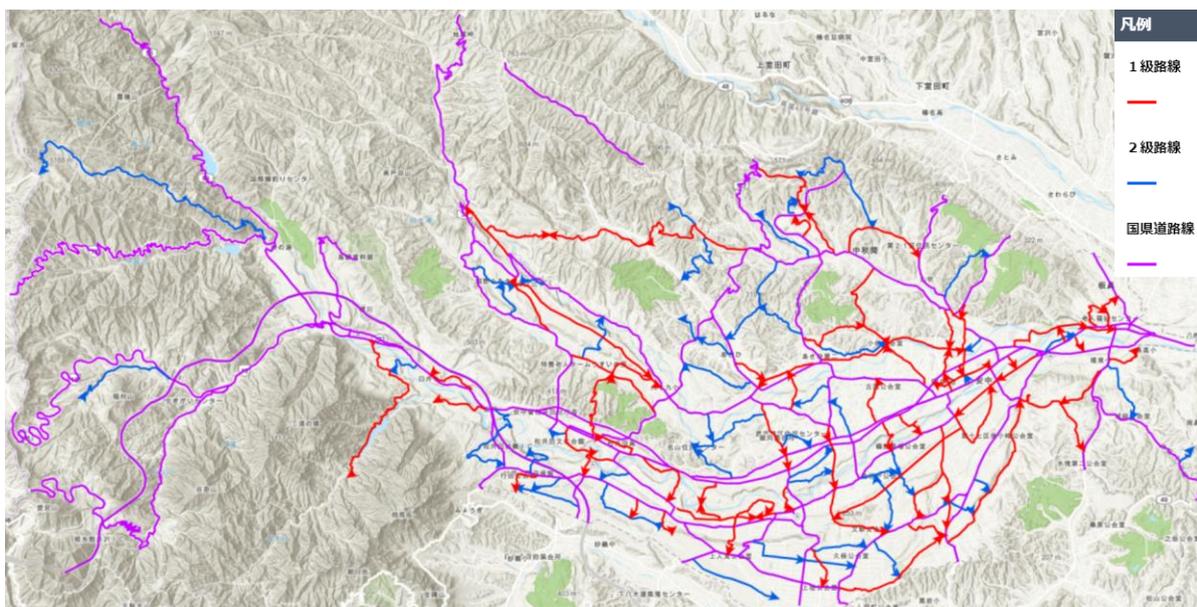


図 11 市内の主要な道路網

資料：安中市オンラインマップ（道路台帳マップ）

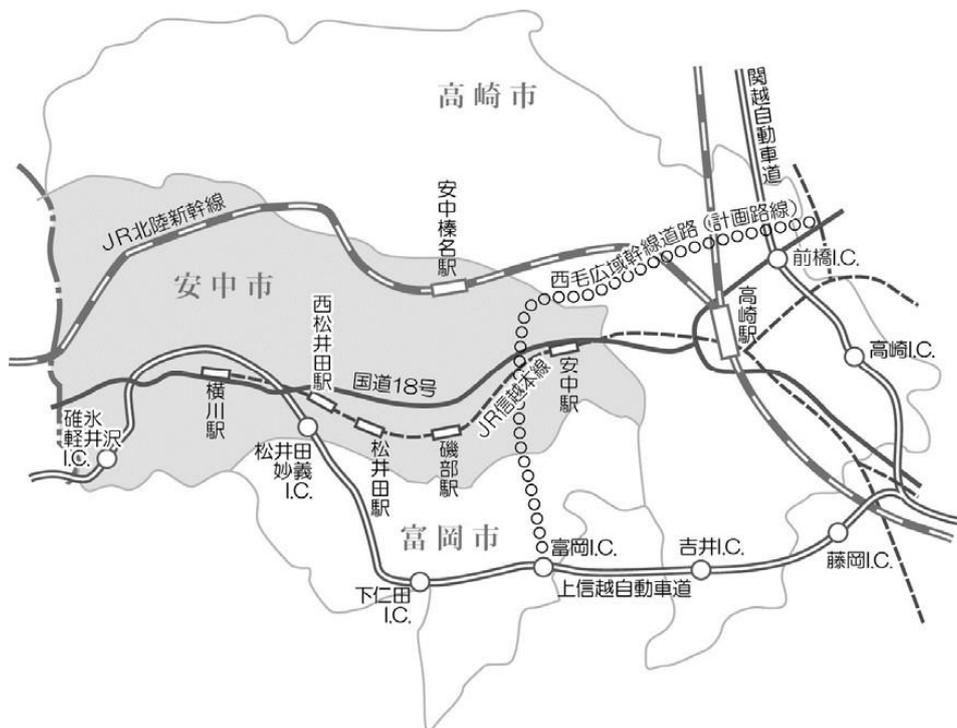


図 12 市内の鉄道・道路網（再掲）

資料：安中市「安中市都市計画マスタープラン」（平成 27 年 3 月）

2) 都市計画道路の状況

市内には都市計画道路が16路線あり、延長ベースでは2/3が着手済み、1/3が未着手となっている。

表 6 都市計画道路の整備状況

	名 称		延長 (m)	基本幅員	車線数	決定 年月日	最終変更年月日 (名称変更)	整備状況
	番号	路線名						
1	3.3.1	国道18号	4,740	25		S59.5.18		<一部未整備>
2	3.4.2	中宿水口線	3,460	16	2	S39.3.21	H23.4.1	<一部未整備>
3	3.5.3	下の尻茶屋町線	1,760	12	2	S39.3.21	H27.6.30	<一部未整備>
4	3.5.4	上野尻後閑線	1,170	12		S39.3.21	H5.11.5	<全線未整備>
5	3.5.6	谷津下間仁田線	690	12		S39.3.21	(S59.4.27)	<一部未整備>
6	3.5.7	扇城下秋間線	2,040	12	2	S39.3.21	H27.6.30	<一部未整備>
7	3.4.8	磯部駅前通線	90	16		S39.3.21	H5.11.5	<全線未整備>
8	3.5.9	磯部妙義線	1,980	12		S39.3.21	H5.11.5	<全線未整備>
9	3.6.10	南北中央幹線	8,580	10.5	2	H2.11.13	R1.11.12	<一部未整備>
10	3.1.11	新安中駅前通線	80	40		H3.10.22		<整備済み>
11	3.4.12	新安中駅線	1,970	19		H3.10.22		<整備済み>
12	3.4.13	秋間幹線	3,360	16	2	H3.10.22	H27.6.30	<全線未整備>
13	3.4.14	水口磯部線	2,390	16		H5.11.5		<一部未整備>
14	3.4.15	磯部原市線	1,490	16		H5.11.5	H7.8.15	<一部未整備>
15	3.5.16	磯部温泉郷原線	1,710	12		H5.11.5		<一部未整備>
16	3.5.17	水口古屋線	1,560	12		H5.11.5		<一部未整備>
	計	16路線	37,070					

資料：安中市資料

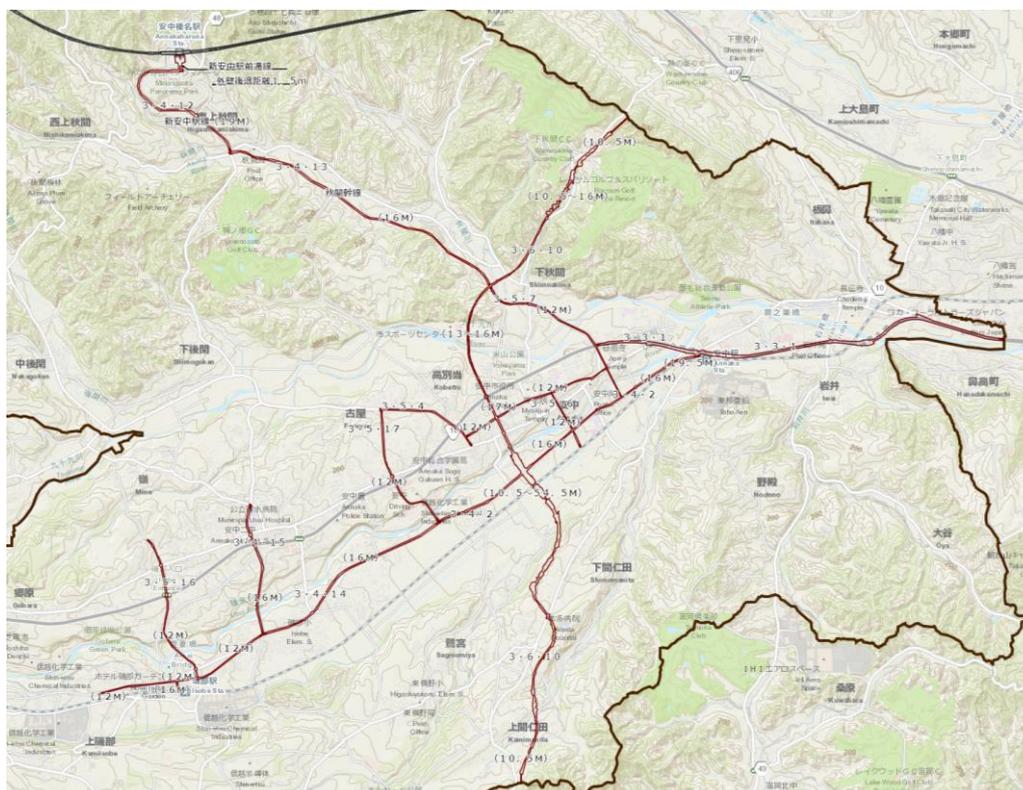


図 13 都市計画道路の位置

資料：安中オンラインマップ（都市計画マップ）

1.1.5 まちづくり動向

1) 施設の立地状況

市内には、公共施設が広く分布しており、主に国道18号を中心とした幹線道路に沿って立地している。

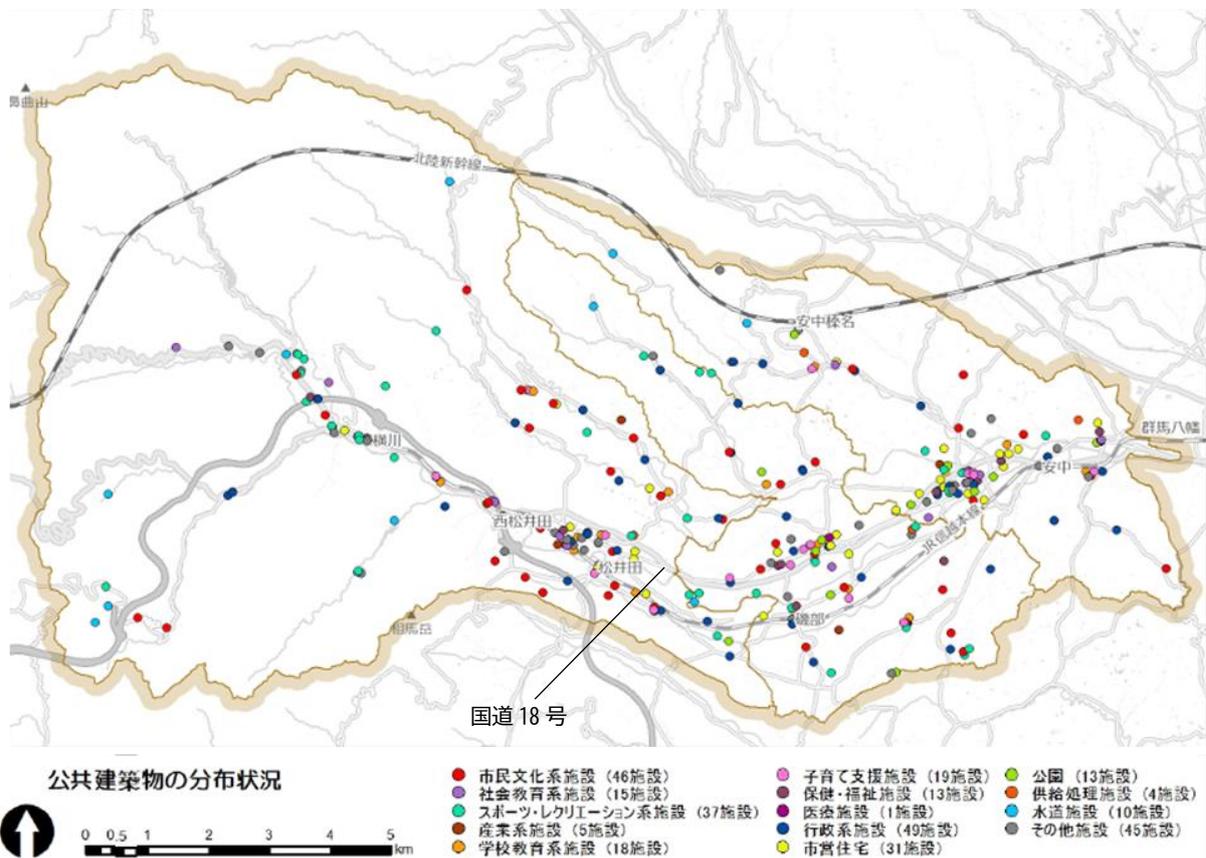


図 1 4 市内の公共建築物の分布状況

資料：安中市「安中市公共施設等総合管理計画」（令和4年3月）

2) 観光への取り組み

「第3次安中市総合計画」(令和6年3月)では、「観光の振興」の施策展開の方向として、「地域資源の磨き直しと観光振興」、「観光基盤の充実と強化」を位置付けている。

表 7 施策展開の方向と主な取組 (観光の振興)

方向	主な取組
地域資源の磨き直しと観光振興	<ul style="list-style-type: none">・(一社)安中市観光機構との連携強化を進め、観光資源の磨き直しや地域振興の促進により、地域活性化による観光振興を図ります。・観光客のニーズに的確に応え、おもてなし・受入れ体制を充実させます。・磯部温泉、秋間梅林、碓氷峠鉄道施設群など観光資源を活かし、「安中ブランド」の創出を図ります。
観光基盤の充実と強化	<ul style="list-style-type: none">・既存の施設・設備等を総合的に見直し、効率的かつ効果的な維持管理に努めます。・デジタルコンテンツを活用したPRを推進するなど、デジタルの活用により、持続可能な観光の創出を図ります。・地域活性化の促進及び災害時の防災拠点としての道の駅の整備に努めます。

資料：安中市「第3次安中市総合計画」(令和6年3月)より作成

3) 新たな移動手段の導入

(1) ボランティア輸送

県では、市町村の公共交通空白地域対策を支援する「新たな移動手段の導入支援事業」を実施し、支援対象のひとつとして市の細野地区が選定された。

平成31年から住民と行政による検討会が開催され、ボランティア輸送の導入が検討された。令和元年10月から始まった実証実験では、まずタクシーの相乗りから開始され、令和2年2月～3月まではボランティア輸送に切り替えて実験が継続された。

実証実験の後、新型コロナウイルス感染症の拡大により、本格運行の延期を余儀なくされたが、現在は本格運行に向けて取り組みを進めている。

■実証実験の概要

○タクシー運転対応

- ・実施期間：令和元年10月28日～令和2年1月31日
- ・住民ボランティアによる予約受付、乗用タクシーの相乗
- ・行き先に応じて1回500円または1,000円の負担金を後日集金

○ボランティア運転対応

- ・実施期間：令和2年2月3日～同年3月13日
- ・予約受付及び車両運転の両方を住民ボランティアにより実施
- ・ガソリン代実費負担



資料：群馬県ウェブサイト

(2)カーシェアリング

安中市では、令和5年4月に群馬ダイハツ自動車(株)と「包括連携協定」を締結しており、その取組の一環として、令和5年6月に安中榛名駅前で官民連携によるカーシェアリングを開始した。

カーシェアリングの導入により、安中榛名駅における2次交通の充実、自家用車による経済的負担の軽減等が見込まれるため、来訪者、地域住民双方の移動支援が期待される。

■カーシェアリングの概要

- ・利用料金：15分 220円
- ・利用方法：スマートフォンで予約、決済、ドアの施錠・解錠を実施
- ・利用単位：短時間の利用から半日、1日単位で利用可能



図 15 カーシェアリングの車両

資料：安中市ウェブサイト

1.2 上位関連計画

1.2.1 国の法律等

(バリアフリー法、移動等円滑化の促進に関する基本方針については、本編を参照)

1) 障害者差別解消法

国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会(共生社会)を実現するため、「障害者差別解消法」を定めている。

「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指している。

「合理的配慮の提供」とは、障害のある人から「社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられたときに、行政機関等や事業者が、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応を行うことで、これまで行政機関等は義務、事業者は努力義務とされていたが、令和3年の改正により、令和6年4月1日から事業者も義務化された。

なお、「合理的配慮」の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なるため、事業者は、主な障害特性や合理的配慮の具体例などを予め確認した上で、個々の場面で柔軟に対応を検討することが求められている。



図 16 不当な差別的取扱いの具体例

資料：内閣府「障害者差別解消法周知用リーフレット」

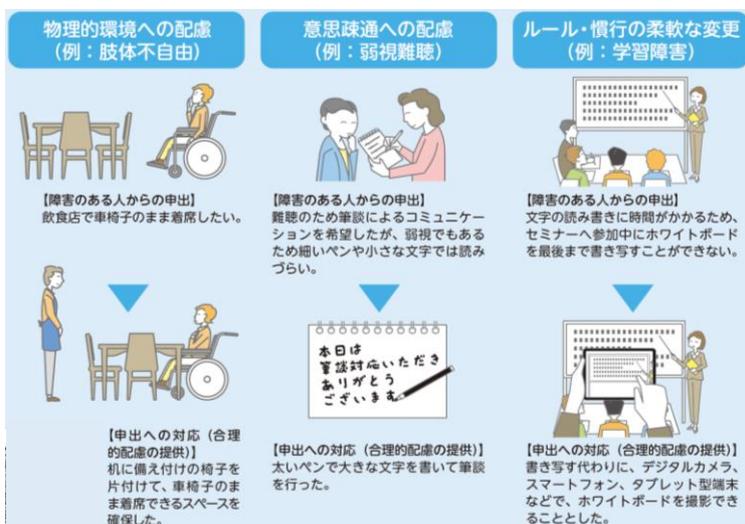


図 17 合理的配慮の具体例

資料：内閣府「障害者差別解消法周知用リーフレット」

1.2.2 県の計画、条例

1) 県の計画

(1) 群馬県都市計画区域マスタープラン

群馬県では、土地利用規制の厳格化、公共交通の強化・快適化を目的として、令和2年に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を決定（変更）した。

安中市は「県央広域都市計画圏」に含まれ、安中市役所及び安中駅周辺は「地域拠点」として、商業、業務、行政サービス等、および居住について、周辺の中核拠点や都市拠点を補完する役割に位置づけられている。

また、安中都市計画区域（個別都市計画区域）における「まちなまとまりの形成に向けた対応方針」において、磯部温泉周辺地区等が「観光拠点」として位置づけられ、「周辺地域への影響を考慮しつつ、景観の保全・維持、当該地区へのアクセス改善を図る」こととされている。

表 8 安中都市計画区域の内容（一部抜粋）

項目	内容
区域区分に関する方針	<p>◇区域区分の有無：区域区分を定める必要があるが、今回は定めない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口動向等から市街地の拡散傾向は顕著でないが、西毛広域幹線道路の整備に伴い沿道における開発等が進み、市街地の低密化が懸念される。 ・基本的に区域区分を定める必要があることを前提として、区域区分の実施に向けた検討を進める。検討の結果、区域区分によらずとも想定される課題に対応できると判断される場合においては、区域区分代替案（立地適正化計画の策定や特定用途制限地域等の指定）による土地利用規制を行う。
まちなまとまりの形成に向けた対応方針	<p>本区域においては、区域区分の実施等による土地利用規制・誘導を行うことで、まちなまとまりの形成・維持を図る。磯部温泉周辺地区や碓氷峠鉄道遺産周辺地区及び旧中山道周辺は「観光拠点」として位置づけ、周辺地域への影響を考慮しつつ、景観の保全・維持、当該地区へのアクセス改善を図る。</p> <p>なお、区域区分を定めない場合の代替案は、以下を想定する。</p> <p>○まちなまとまり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況の商業、工業等の土地利用状況等から、必要な区域は用途地域を指定し、良好な市街地形成を図る。 ・まちなまとまりを形成すべき地域で、用途地域外の区域については、必要な範囲について地区計画等を定め、良好な生活環境の整備等を推進する。 ・用途地域の指定がある範囲を原則として、立地適正化計画による居住誘導区域及び都市機能誘導区域を指定し、住宅または都市機能増進施設の立地の誘導を図る。 <p>○まちなまとまり外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちなまとまり以外の地域については、特定用途制限地域を指定し、身近な商業施設や小規模工場等以外の施設立地を制限することで居住環境の保全等を図る。 ・また、まちなまとまり以外での住宅の立地を抑制するため、居住調整地域もしくは特定用途制限地域等の導入を検討する。 <p>○幹線道路の沿道等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路の沿道において開発圧力の高まりが予測される区域については、特定用途制限地域を指定し、安中市都市計画マスタープランにおいて商業地域の形成を図ることを位置づける地域を除いて大規模商業施設等の立地を制限する。

資料：群馬県「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」（令和2年11月）より作成

(2)群馬県福祉プラン

群馬県では、市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針を示し、各市町村の実情に応じた取組の促進を図るとともに、多岐にわたる福祉分野の施策を統括し、県の福祉施策を推進するための指針となる「群馬県福祉プラン」を令和2年3月に策定した。

この計画により、人々が様々な生活課題を抱えながらもそれぞれの地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことのできる地域共生社会の実現を目指している。

■基本理念

県民誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり

■基本目標

1. 共に支え合う「地域づくり」
2. 地域を支える「仕組みづくり」
3. 福祉を支える「人づくり」

■施策体系

「群馬県福祉プラン」の施策体系は、以下の通り。

表 9 施策体系

基本目標	項目	施策の方向
基本目標1 共に支え合う「地域づくり」	① 相互理解・環境整備の推進	・住民相互理解の推進 ・地域課題の解決力強化 ・日常生活で必要となる環境の整備
	② 地域における福祉サービスの充実	・地域福祉 ・高齢者福祉 ・障害者福祉 ・児童福祉
基本目標2 地域を支える「仕組みづくり」	① 権利擁護の推進	・虐待防止 ・障害者差別の解消 ・成年後見制度などの権利擁護の推進 ・社会的配慮を必要とする人への支援 ・第三者評価、苦情対応
	② 福祉サービス基盤の確立・促進	・生活困窮者支援の推進 ・生活保護の実施 ・ひとり親家庭の自立支援 ・ひきこもり支援、依存症対策 ・専門的支援 ・複合化・複雑化した課題への支援
	③ 災害時における福祉的支援の充実	・地域における要配慮者支援 ・災害福祉支援ネットワークの強化 ・災害時におけるボランティア活動の支援
基本目標3 福祉を支える「人づくり」	福祉人材の確保	
	福祉人材の資質向上	
	④ 福祉活動等への住民参加の促進	

資料：群馬県「群馬県福祉プラン」（令和2年3月）より作成

(3) バリアフリーぐんま障害者プラン8

群馬県では、障害のある人の自立や社会参加の支援等のための県の施策の基本的な考え方や方向性を明らかにするとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援の提供体制の確保、福祉的就労に関する工賃の向上に向けた取組等について定め、障害のある人のための施策の総合的な推進について定めた「バリアフリーぐんま障害者プラン8」を令和3年3月に策定した。

なお、この計画は障害者基本法に規定する「障害者計画」、障害者総合支援法に規定する「障害福祉計画」、児童福祉法に規定する「障害児福祉計画」、厚生労働省の『「工賃向上計画」』を推進するための基本的な指針に基づく「工賃向上計画」を一体化したものとなっている。

■基本理念

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現

■基本目標

1. お互いの理解の促進、共生社会の実現に向けた取組の推進
2. 自己決定の尊重、意思決定の支援、当事者本位の総合的支援
3. 安全で安心できる地域づくり

■施策体系

「バリアフリーぐんま障害者プラン8」の施策体系は、以下の通り。

表 10 施策体系

1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	① お互いの理解の促進 ② 障害を理由とする差別の解消の推進 ③ 権利擁護の推進、虐待の防止
2. 自立した生活の支援と意思決定支援の推進	① 意思決定支援と情報提供の推進 ② 総合的な相談支援体制等の整備 ③ 障害福祉サービス等の充実 ④ 生活の安定と充実のための施策の推進 ⑤ 福祉サービスを支える人材の育成・確保 ⑥ 障害のある子どもへの療育支援 ⑦ 発達障害のある人への支援
3. 保健・医療体制の充実	① 保健事業の充実 ② 医療及びリハビリテーションの充実 ③ 精神保健・医療体制及び高次脳機能障害支援体制の整備・充実 ④ 難病患者支援の充実 ⑤ 保健・医療従事者の育成・確保
4. 教育の充実	① 学校教育の充実 ② 教育職員の専門性の向上
5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	① 文化芸術活動の推進 ② 障害者スポーツの振興 ③ 余暇・レクリエーション活動の充実
6. 雇用の拡大、就労の促進	① 雇用の拡大と職場への定着支援 ② 職業能力の開発推進 ③ 福祉施設からの就労と工賃向上
7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	① 情報のアクセシビリティの向上 ② 意思疎通支援の充実
8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	① 防災対策の推進 ② 防犯対策・交通安全への配慮 ③ 住まいの確保等 ④ 円滑な交通・移動のための環境整備の推進 ⑤ 福祉のまちづくり推進

資料：群馬県「バリアフリーぐんま障害者プラン8」（令和3年3月）

(4)群馬県観光振興計画

群馬県では、ぐんまよいとこ観光振興条例第17条に基づき、県の観光振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「群馬県観光振興計画」を令和3年3月に策定した。

この計画において、「ニューノーマル下における観光先進県」を目指すための方向性や、基本計画を設定している。

■課題解決のための対策と方向性

課題解決のための対策として、「ウィズコロナ時代のニーズに即した施策の実施」、「DX（デジタルトランスフォーメーション）の活用」の2つを掲げ、「量から質、さらに付加価値」への転換、「複数ターゲット層の設定・切替」という方向性を設定している。

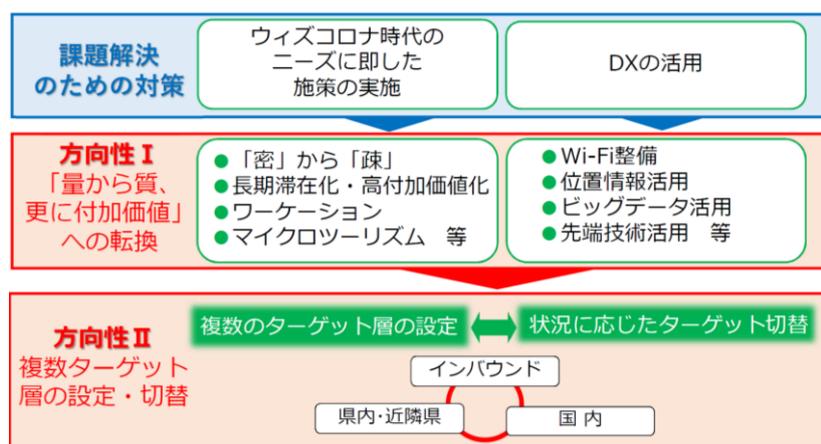


図 18 不課題解決のための対策と方向性

資料：群馬県「群馬県観光振興計画 概要版」（令和3年3月）

■基本方針・基本計画

対策・方向性を踏まえ、以下のように3つの基本方針と12の基本計画を定めている。

このうち、基本計画の「1-4 受入環境整備」では、具体的な取組として「観光のバリアフリー化」が挙げられている。

表 11 基本方針・基本計画

基本方針	基本計画
1. ニューノーマルに対応した観光地づくり	1-1 県域DMOの見直しと機能強化 1-2 データマーケティング体制の確立 1-3 「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくり推進 1-4 受入環境整備
2. 新しい価値や魅力を創造・発信	2-1 デジタルを軸とした取組の拡充 2-2 移住・交流・関係人口の増加に向けた取組の推進 2-3 需要を喚起するプロモーション 2-4 県産品販路のさらなる拡大
3. ウィズコロナ時代の「変化」に柔軟に対応	3-1 反転攻勢のためのインバウンド対策 3-2 マイクロツーリズムの推進 3-3 ワーケーションの推進 3-4 長期滞在化・平準化の推進

資料：群馬県「群馬県観光振興計画」（令和3年3月）より作成

2) 県の条例

(1) 人にやさしい福祉のまちづくり条例

群馬県では、人にやさしい福祉のまちづくりに関し、県、県民及び事業者の責務及び役割を明確にするとともに、子どもから大人まで、障害の有無や国籍に関わりなく、だれもがいいきぎと心豊かに日常生活を送り、社会活動を行うことができる社会の実現を目指すため、平成15年3月に「人にやさしい福祉のまちづくり条例」を制定した。

■責務及び役割

条例では、県、県民及び事業者の責務及び役割を示している。

表 12 責務及び役割

主体	責務及び役割
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策を総合的、効果的に実施すること。 ・ だれもが利用しやすいよう施設等を整備すること。 ・ 適切なサービス、情報を提供すること。
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者等への親切な対応を心がけること。 ・ 県が実施する施策に協力すること。 ・ 高齢者、障害者用施設、設備等の利用を妨げないようにすること。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ だれもが利用しやすいよう施設等を整備すること。 ・ 適切なサービス、情報を提供すること。 ・ 県が実施する施策に協力すること。

資料：群馬県ウェブサイトより作成

■条例の内容

条例は大きく分けて「人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策」と「だれもが利用しやすい施設等の整備」の2つの内容で構成されている。

表 13 条例の内容

項目	内容
人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針の策定・公表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人にやさしい福祉のまちづくりに関する県民及び事業者の活動支援 ・ 県民及び事業者の理解促進 ・ 地域福祉の推進 ・ 施設等の整備促進 ○県民意見の反映 ○個別施策の推進
だれもが利用しやすい施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○整備の対象となる施設等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、デパート、旅館などの生活関連施設 ・ 鉄道やバスなどの公共輸送車両等 ・ 信号機や公衆電話所などの公共工作物 ・ 住宅 ・ 病院の診療科目、診療時間の案内や鉄道などの運行状況案内など ○整備基準 ○届出義務

資料：群馬県ウェブサイトより作成

1.2.3 市の計画

1) 上位計画

(1) 第3次安中市総合計画

安中市では、市政の各分野における取組の方向性を示す、これからの安中市をつくるための総合的なまちづくりの最上位計画として、令和6年3月に「第3次安中市総合計画」(愛称:あんなか まちづくりビジョン2024)を策定した。

計画は、まちの将来像やまちづくりの基本目標、都市整備の構想を示す「基本構想」、将来像を実現するために必要な各分野における施策を定め、これを推進していくための指針、基本的方向を示す「基本計画」、施策推進のための具体的な取組内容を示し、毎年度行う予算編成の指針とする「実施計画」で構成される。

また、デジタル技術の活用による人口減少対策と地域活性化に取り組むため、「安中市デジタル田園都市構想総合戦略」と一体的に策定している。

■まちの将来像

住んで良かった 豊かで魅力ある元気な 新しいあんなか～さらに、光り輝くまちへ～

■まちづくりの基本目標

計画では、まちの将来像を実現するために、7つのまちづくりの基本目標を掲げている。

まちの将来像	まちづくりの基本目標
住んで良かった 豊かで魅力ある元気な 新しいあんなか ～さらに、光り輝くまちへ～	1 未来を担う 子どもたちが健やかに育つまち (少子化対策、子育て支援など)
	2 支え合い 誰もが健康長寿で暮らしやすいまち (健康、福祉、医療など)
	3 安全・安心で心地よく 住み続けられるまち (都市基盤、安全・安心など)
	4 自分らしく 心豊かに暮らせるまち (教育、文化、都市間・国際交流、市民参加など)
	5 豊かな自然を活かし 快適で住みやすいまち (環境保全、住環境など)
	6 経済が活性化し 元気で魅力にあふれるまち (産業、雇用、観光など)
	7 市民のための健全な行財政運営と 市の魅力向上 (行財政、自治体DXなど)

図 19 まちづくりの基本目標

資料：安中市「第3次安中市総合計画」(令和6年3月)

■土地利用の方針

- ・西毛地域や前橋・高崎の広域都市圏との連携強化を図る。
- ・鉄道駅を子育て世代や高齢者をはじめ誰もが快適に使える交通拠点とし、周辺に都市機能の集積を図ることにより、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を推進する。
- ・市内のいずれの地域においても都市的利便性と豊かな自然とのふれあいを享受し、訪れる人々と地域がいきいきと交流する都市構造の形成を目指す。

(2)安中市都市計画マスタープラン

安中市では、「第2次安中市総合計画」（令和5年3月）に基づき、市の長期的な都市づくりや地域づくりを示した都市計画の基本的な方針として平成27年3月に「安中市都市計画マスタープラン」を策定した。

なお、計画は令和7年6月に改定される予定。

■将来都市像

豊かな自然と歴史に包まれて 穏やかな暮らしが営まれ、いきいきした交流が育まれるまち
あんなか

■都市づくりの基本理念

- ① 誰もが安心して住み続けられるまち
- ② 多くの人を訪れいきいきと交流するまち
- ③ 働きやすく社会参加しやすいまち
- ④ 穏やかで美しくやすらぎの感じられるまち
- ⑤ あるものを結び付け、活かし、使いこなすまちづくり

■将来都市構造

将来都市構造として、3つの土地利用エリア、2つの都市の交通軸、1つの都市軸、4つの都市の拠点地区を設定している。このうち、「広域観光交流ゾーン」として「磯部温泉ゾーン」が記載されている。

- ・土地利用エリア：市街地エリア、山林自然環境エリア、田園集落エリア
- ・都市の交通軸・都市軸：交通軸（広域交通軸、地域連絡交通軸）、都市軸
- ・都市の拠点地区：都市拠点、地域生活拠点、産業拠点、広域観光交流ゾーン

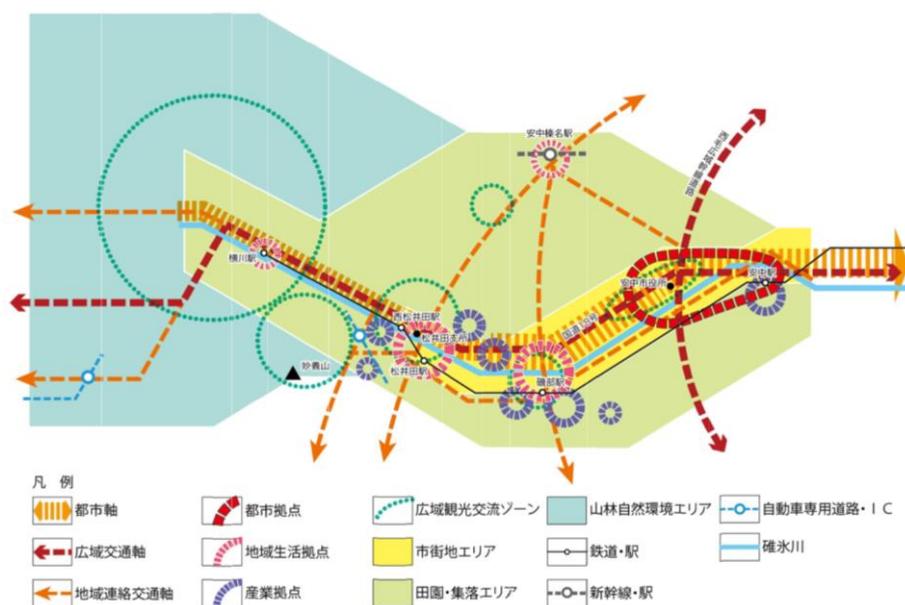


図 20 安中将来都市構造

資料：安中市「安中市都市計画マスタープラン」（平成27年3月）

2) 主な関連計画

(1) 第3次安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画

安中市では、誰もが住み慣れた地域で暮らしていくことのできる地域福祉を推進するために、地域住民、事業者、行政が連携し、支え合いと協働によるやすらぎのある地域社会をめざして、令和3年3月に「第3次安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定した。

なお、市が策定する地域福祉計画と市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画が密接に連携を図り、地域福祉の推進を効果的に実施していく必要があるため、両計画を一体的に策定している。

■基本理念

支え合いと協働による やすらぎのある地域社会をめざして

■計画の体系

「第3次安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の計画の体系は、以下の通り。

このうち、「行政が取り組む施策の方向性」として、取り組みの「2-2 福祉活動を担う人材育成」では心のバリアフリー等のソフト面のバリアフリー、「3-2 地域福祉を推進するための住環境整備」ではトイレや案内整備等のハード面のバリアフリーが挙げられている。

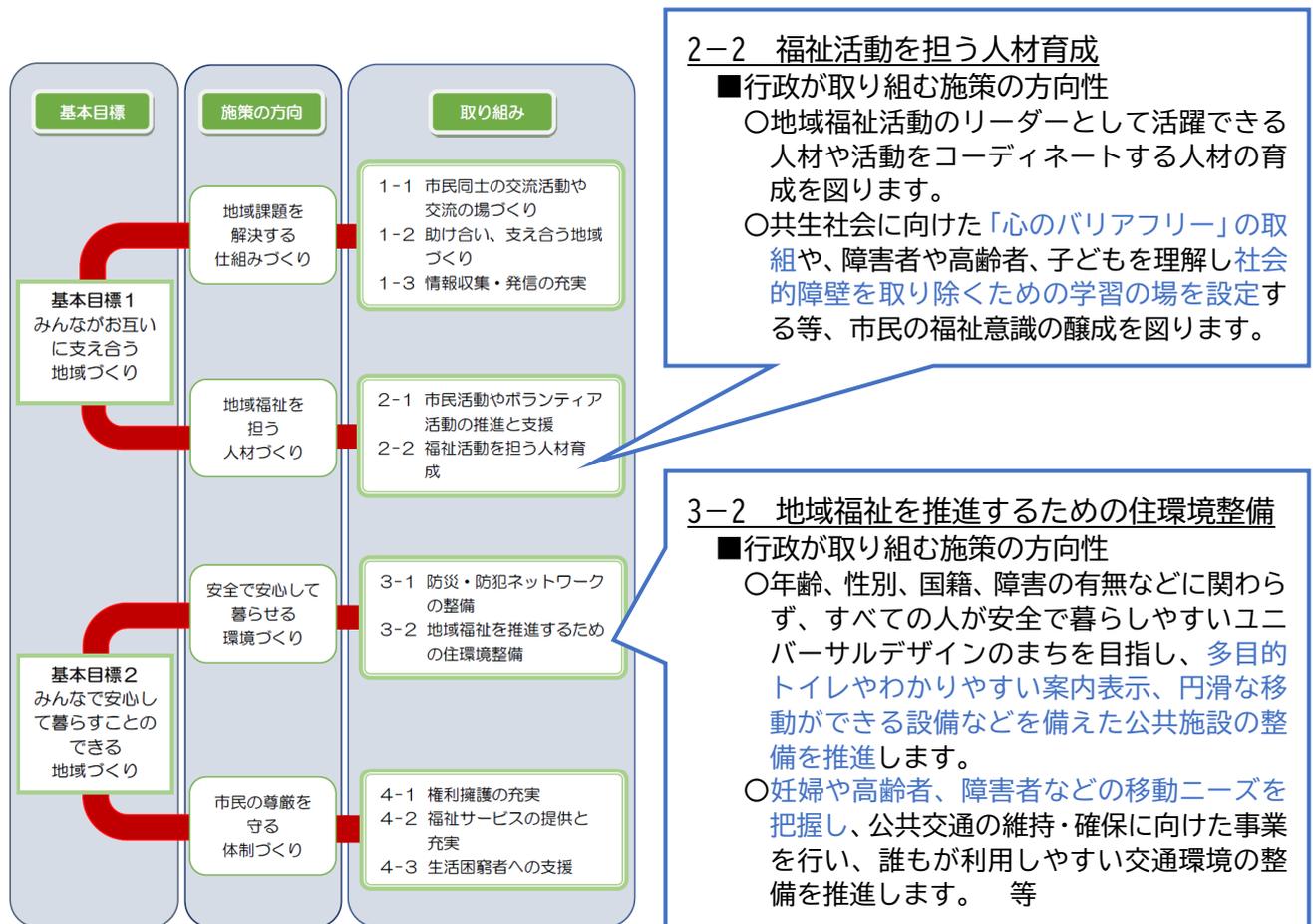


図 21 計画の体系

資料：安中市・安中市社会福祉協議会「第3次安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（令和3年3月）に加筆

(2)第3期安中市障害者計画、第6期安中市障害者福祉計画・第2期安中市障害児福祉計画
 安中市では、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、平成30年3月に「第3期安中市障害者計画・第5期安中市障害福祉計画・第1期安中市障害児福祉計画」を策定した。

また、「第3期安中市障害者計画」の計画期間は令和5年度までの6年間である一方、「第5期安中市障害福祉計画」、「第1期安中市障害児福祉計画」の計画期間は令和2年度までの3年間であるため、市は令和3年3月に「第6期安中市障害福祉計画・第2期安中市障害児福祉計画」を策定した。

なお、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は「障害者計画」の個別計画であり、具体的な数値目標やサービスの提供方法を定める計画として位置づけられているため、ここでは平成30年3月に策定された「第3期安中市障害者計画」について整理する。

■基本理念

ノーマライゼーション理念の実現

■計画の体系

「第3期安中市障害者計画」の計画の体系は、以下の通り。

このうち、「基本目標3 地域での暮らしを支援する体制づくり」において、主にバリアフリーに関わる施策を挙げており、「基本展開（1）障害に対する理解啓発と権利擁護の推進」では心のバリアフリーについて、「基本展開（2）安心して暮らせる生活環境づくり」では施設のバリアフリーや情報のバリアフリーについて記載されている。

表 14 計画の体系（第3期安中市障害者計画）

基本目標	基本展開	項目
1. 社会参画と自立への支援	(1) 障害児の育成支援と教育の充実	・ 障害児支援の充実 ・ 障害児教育の充実
	(2) 就労支援の充実と社会参加の促進	・ 就労機会の拡大及び雇用の安定 ・ スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進
2. 医療・福祉の充実	(1) 医療・保健の充実	・ 早期発見・早期療育体制の整備 ・ 医療・リハビリテーションの充実 ・ 精神障害者への支援
	(2) 障害福祉サービス等の充実	・ 相談支援体制の充実と強化 ・ 障害福祉サービスの充実 ・ 地域生活の支援の充実 ・ 手話言語条例に基づく施策の推進
3. 地域での暮らしを支援する体制づくり	(1) 障害に対する理解啓発と権利擁護の推進	・ 広報・啓発活動の推進 ・ 福祉教育の充実とボランティアの活動の支援 ・ 差別の解消と権利擁護の推進 ・ 障害者の虐待防止対策
	(2) 安心して暮らせる生活環境づくり	・ 防災・防犯体制の整備 ・ バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

資料：安中市「第3期安中市障害者計画・第5期安中市障害福祉計画・第1期安中市障害児福祉計画」（平成30年3月）より作成

(3)安中市高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画

安中市では、高齢者福祉施策を、長期的視点を視野に入れながら総合的に推進することを目的に、地域包括ケアシステムの更なる充実と「地域共生社会」の実現、介護予防・健康づくり施策の充実・促進、介護人材の確保及び業務効率化の取り組み強化を進めるため、令和3年3月に「安中市高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画」策定した。

なお、介護保険事業計画は、要支援・要介護認定者や介護保険サービス量、介護保険事業量等の見込み等を定めたものであることから、ここでは高齢者施策に関する基本的な目標や取り組むべき施策全般を定めた「安中市高齢者福祉計画」について整理する。

■重点目標

「安中市高齢者福祉計画」では、以下の7つの重点目標を掲げている。

重点目標1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- ・居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスをバランスよく組み合わせ整備
- ・介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、医療計画、地域医療構想との整合性を踏まえつつサービスの質を向上

重点目標2 地域共生社会の実現

- ・地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築

重点目標3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- ・一般介護予防の推進
- ・自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組み
- ・総合事業の対象者や単価の弾力化
- ・保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進
- ・在宅医療・介護連携の推進
- ・要介護（支援）者に対するリハビリテーションサービスの提供体制強化
- ・PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることや、そのための環境整備

重点目標4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る情報連携の強化

- ・住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案した施設の整備と介護サービスの提供体制の構築

重点目標5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

- ・「普及啓発・本人発信支援」「予防」「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」等の施策を推進

重点目標6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化

- ・介護職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、外国人材の受入れ環境整備と介護分野の文書に係る負担軽減

重点目標7 災害や感染症対策に係る体制整備

- ・災害や感染症等の発生時には、関係各機関との連携を図り、安定したサービス供給体制を構築

資料：安中市「安中市高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画」（令和3年3月）より作成

(4)第2期安中市子ども・子育て支援事業計画

安中市では、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備するための指針として、令和2年3月に「第2期安中市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。

■基本理念

地域で支えあい、未来に羽ばたく子どもが健やかに育つまち

■基本的な視点

- ・子どもの最善の利益
- ・喜びを感じることができる子育て
- ・よりよい親子関係の形成と子どものより良い育ちの実現

■施策の体系

「第2期安中市子ども・子育て支援事業計画」の施策の体系は、右の通り。

このうち、基本目標4の施策の方向性「1. 安全・快適な生活環境の整備」において、主にバリアフリーに関わる施策を挙げている。

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向性及び基本施策】

地域で支えあい、未来に羽ばたく子どもが健やかに育つまち

基本目標	【施策の方向性及び基本施策】
基本目標1 子ども・子育て家庭を支える体制の整備	1 教育・保育提供区域の設定 2 幼児期の学校教育・保育サービスの提供体制の整備 3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備 4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容
基本目標2 子どもの最善の利益をもたらし取組の推進	1 母子の健康の確保及び増進 (1)子どもや母親の健康の確保 (2)食育の推進 (3)思春期保健対策の充実 (4)小児医療の充実 2 子育て支援基盤の充実 (1)子育て支援サービスの充実 (2)子どもの居場所・活動の場の充実 3 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備 (1)次代の親の育成 (2)子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備 4 子どもの権利の尊重 (1)子どもの権利に関する理解の醸成 (2)児童虐待防止対策の強化 (3)ひとり親家庭の自立支援の推進 (4)支援が必要な子どもへのきめ細かな取組の推進 (5)被害にあった子どもの保護の推進 (6)外国につながる子ども・家庭への支援 (7)子どもを取り巻く有害環境対策の推進
基本目標3 子どもを生き育てる喜びを家庭や地域で分かちあえる地域社会づくり	1 地域社会における子育ての支援 (1)家庭や地域の教育力の向上 (2)子育て支援ネットワークづくり 2 仕事と生活の調和の推進 (1)仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し (2)仕事と子育ての両立支援
基本目標4 安全で安心して子育てできる生活環境の整備	1 安全・快適な生活環境の整備 (1)生活環境の整備 (2)安心して外出できる環境の整備 2 子ども等の安全の確保 (1)子ども等の交通安全を確保するための活動の推進 (2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (3)子どもを災害から守るための活動の推進
基本目標5 子どもの貧困対策の推進	1 子どもの貧困対策推進計画の背景 2 子どもの貧困対策の方針 (1)生活の安定に資するための支援の充実 (2)教育支援の充実 (3)保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援の充実 (4)経済的支援の充実 (5)支援体制の整備・充実

基本目標4

1. 安全・快適な生活環境の整備

(1) 生活環境の整備

- ・公共施設のバリアフリー化
- ・子育てにやさしい環境整備
- ・居住環境の整備
- ・公園整備事業
- ・地域の安全性の向上

(2) 安心して外出できる環境の整備

- ・通学路維持整備事業
- ・公共交通対策
- ・防犯灯設置事業

図 2 2 施策の体系

資料：安中市「第2期安中市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年3月）に加筆

2. まち歩き点検の結果（詳細）

2.1 まち歩き点検の概要

2.1.1 目的

安中市 磯部温泉地区における移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想の策定にあたり、障害となっている箇所や課題を把握し、地元市民と共有するため、まち歩き点検を実施した。点検概要を表 15に示す。

表 15 まち歩き点検 実施概要

実施調査	「まち歩き点検」と「意見交換会」
調査日時	令和5年11月13日（月）13:00～16:00
点検場所	磯部温泉地区（点検ルートは、以下を参照）

2.1.2 点検ルート

図 23に点検ルートを示す。

まち歩き点検は、2つの班（A班、B班）に分かれて行った。

両班とも安中市観光機構駐車場をスタートして郵便局付近までは共通のルートを点検し、その後、A班は地区東側を、B班は地区西側を点検した。両班とも磯部温泉会館をゴールとした。

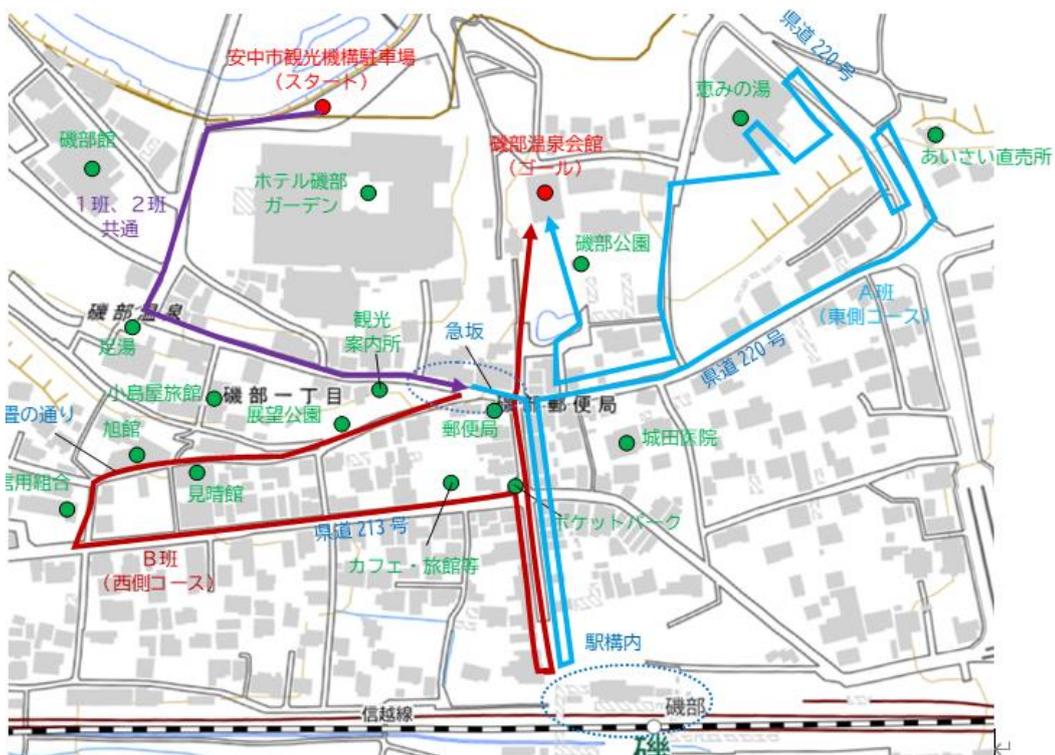


図 23 点検ルート

2.1.3 参加者

まち歩き点検の参加者は、協議会委員、磯部地区関係者を通じて募り、高齢者、障害当事者（車椅子利用者、視覚障害者、聴覚障害者）、ベビーカー利用者、外国人居住者、地元関係者、協議会委員、市職員、事務局等で構成された。参加者数は41名であった。

2.2 まち歩き点検の結果

2.2.1 安中市観光機構駐車場～郵便局（共通ルート）の点検結果

安中市観光機構駐車場～郵便局を点検した結果、指摘のあった区間・箇所は下図の通りである。具体的な指摘内容は次ページ以降に示した。



図 24 安中市観光機構駐車場～郵便局（共通ルート）での指摘区間・箇所

< 指摘区間・箇所 >

区間	番号	場所
安中市観光機構駐車場～バス停	1	安中市観光機構駐車場～バス停(磯部温泉) (全体)
	2	安中市観光機構駐車場
	3	安中市観光機構駐車場～バス停(磯部温泉) (急坂)
	4	案内板
安中市観光機構駐車場～足湯	5	安中市観光機構駐車場～足湯 (全体)
	6	安中市観光機構駐車場～足湯 (バス停(磯部温泉)～磯部館)
	7	安中市観光機構駐車場～足湯 (磯部館以南)
	8	バス停 (磯部温泉) 西側
	9	バス停 (磯部温泉) 東側
	10	歩道のスロープ (磯部館前)

区間	番号	場所
安中市観光機構駐車場～足湯(続き)	11	グレーチング (段差、穴)
	12	舗装 (石の欠け)
	13	グレーチング (段差)
	14	ホテル磯部ガーデン
	15	磯部館
	16	足湯
足湯～磯部郵便局	17	足湯～磯部郵便局 (全体)
	18	名月堂
	19	側溝のふた
	20	観光案内所
	21	大きな段差
	22	案内板
	23	磯部郵便局

<指摘内容>

区間	番号	場所	指摘内容
安中市 観光機構 駐車場～バ ス停	1	安中市観光機構駐車場～バス停 (磯部温泉) (全体)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道と車道との間に段差がある。 ・ 道幅が狭い、段差や勾配がある、舗装割れがある。 ・ 防護柵等がなく、川への転落が心配。 ・ 歩道区分用の石が無機質色で認識しにくく、つまずきやすい。
	2	安中市観光機構駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害物がない。 ・ 路面の状態が良い。 ・ 駐車マスがない。車椅子使用車用の駐車マスがない。 ・ 集水桝のふたの網目が広く、車椅子の車輪がはまる危険がある。 ・ 駐車場内の案内板の表記が分かりにくい。外国語表記がない。 ・ 駐車場は大雨時に、冠水の危険有。 ・ 駐車場内の歩行空間の整備なし。
	3	安中市観光機構駐車場～バス停 (磯部温泉) (急坂)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急坂で車同士がすれ違うのは困難。 ・ 駐車場出入口に、車の一時停止標識がない。 ・ 急坂の歩行空間が未整備。 ・ 駐車場出入口に歩行者専用案内が設置されていない。 ・ 急坂の勾配がきつい。 ・ 車椅子使用者（電動無し）では、急坂を上ることができない。
	4	案内板	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場に侵入する交差点、出入口に駐車場についての案内板が設置されていない。
安中市 観光機構 駐車場～足 湯	5	安中市観光機構駐車場～足湯 (全体)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 側溝には全てふたが付いている。 ・ 道幅が狭い。段差や勾配がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装割れがある。 ・ 車道優先になっている。 ・ 点字ブロックがない。 ・ 通行しにくい。 ・ 道路横断のための横断歩道がない。
	6	安中市観光機構駐車場～足湯 (バス停(磯部温泉)～磯部館)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道と車道との間に段差があり、車椅子ではつまずきやすい。 ・ 道路の舗装の中央部分が盛り上がっていて、歩行しにくい。 ・ 歩道と車道の区分が分かりにくい。

注：指摘内容 青色文字：よい点、黒色文字：問題点

区間	番号	場所	指摘内容
安中市 観光機構 駐車場～足湯 (続き)	7	安中市観光機構駐車場～足湯 (磯部館以南)	<ul style="list-style-type: none"> ・磯部館から南側以降は、歩道なし。 ・西洋亭前の道路脇の雨水溝に、つまづく危険がある。 ・道路脇の植木が伸びて、通行の邪魔になっている。
	8	バス停(磯部温泉)西側	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ、椅子がない。 ・バス停は乗降場が狭い。 ・屋根がない。 ・バス停の周辺に段差があり、危険。 ・バスの待機スペースが狭い。 ・バス停の案内表記が分かりにくい。外国語表記がない。
	9	バス停(磯部温泉)東側	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ、椅子がない。 ・バス停は乗降場が狭い。 ・屋根がない。 ・バスの待機スペースが狭く、白線のみで危険を感じる。 ・バス停の表記の文字が薄くなっている。 ・バス停の案内表記が分かりにくく、外国語表記がない。
	10	歩道のスロープ(磯部館前)	<ul style="list-style-type: none"> ・磯部館前へ向かうスロープの勾配が急で、短く危険。
	11	グレーチング(段差、穴)	<ul style="list-style-type: none"> ・グレーチングの網目が粗く、ベビーカーの車輪や、ハイヒール、白杖等が挟まり、滑る危険がある。
	12	舗装(石の欠け)	<ul style="list-style-type: none"> ・磯部館前の石畳の石が欠け、穴が開いている所があり、危険。
	13	グレーチング(段差)	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地出入り口のグレーチングの網目が粗く、危険。 ・グレーチングと道路の間に段差があり、危険。

注：指摘内容 青色文字：よい点、黒色文字：問題点

区間	番号	場所	指摘内容
安中市 観光機構 駐車場～足湯 (続き)	14	ホテル磯部ガーデン	<p>○駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテルの駐車場の出入口が2か所あり両方から出入りができるため、出入りが交差し、事故が起きやすい。 ・駐車場の路面に亀裂がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・車両の出入りが多い。 ・旅館の出入口までの案内がない。 ・旅館の出入口まで段差、勾配あり。 <p>○旅館内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対応したバリアフリールームがない。 ・床材がカーペットのため、車椅子では通行しにくい。 ・お風呂のバリアフリー対応が不足している。
	15	磯部館	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に生け垣が出ていて、通行の邪魔になっている。 ・磯部館前のグレーチングの溝に、車椅子の車輪がはまる危険あり。 ・看板の文字が見にくく、旅館出入口までの案内がない。 ・旅館の出入口まで段差や勾配あり。 ・旅館入り口の飛び石の幅が広く、つまづく危険がある。 ・自動ドアではなく、入りにくい。
	16	足湯	<ul style="list-style-type: none"> ・道路上に、車道、歩行空間、足湯の区分がなく、危険。 ・公共の無料駐車場から遠く、車で訪れにくい。 ・スロープ、手すり、踊り場が整備されていない。 ・高さのある段差があり、入浴までに危険があり、利用は困難。 ・立ち上がることのできない人には、入浴は難しい。 ・案内の文字が小さく分かりにくい。 ・入浴方法、注意事項等について、外国語表記の案内がない。

注：指摘内容 青色文字：よい点、黒色文字：問題点

区間	番号	場所	指摘内容
足湯～磯部郵便局	17	足湯～磯部郵便局（全体）	<ul style="list-style-type: none"> ・精算に電子決済可能な店舗があり嬉しい。 ・道幅が狭い。道路の中央部分が盛り上がっている。 ・歩行空間と車道の上に段差、勾配、舗装割れがある。交通量が多い。 ・車の退避スペースがない。 ・車両同士のすれ違いは難しい。 ・白線が消え、運転者の視線誘導ができず、安全な歩行が困難。 ・側溝のふたがない、もしくは、ふたが約7～8cm開いている。 ・白線から外側は側溝があり、車椅子は通行できない。 ・歩道が盛り上がり、車道を通行しなければならない。 ・歩行空間が狭い。歩道がなく、通行しにくい。 ・電柱や植物が道路にはみ出し歩行を妨げている。 ・道路と住宅敷地の間の段差が大きく危険。 ・グレーチングに隙間があり、危険。
	18	名月堂	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口に段差がある。
	19	側溝のふた	<ul style="list-style-type: none"> ・側溝のふたがガタつき通行したいと思わない。 ・グレーチングと側溝のふたとの間に幅10cm程度の隙間がある所がある。
	20	観光案内所	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場がない。 ・案内に外国語表記なし。字が小さく表記のデザインも分かりにくい。 ・出入口にベビーカーを置く空間なし。 ・自動ドアではなく、入りにくい。 ・出入口に、スロープ、手すりなし。 ・バリアフリー対応可能な店舗、宿の一覧や、バリアフリーマップを作成し配布してほしい。 ・ユニバーサルツーリズムの実施、バリアフリーツアーセンターを設置してほしい。
	21	大きな段差	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口に段差、勾配があり入りにくい。
	22	案内板	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便局西側の展望公園方面の分岐にある案内表示は、表示の位置が高く、認識しにくい。 ・案内が多言語化されていない。

注：指摘内容 青色文字：よい点、黒色文字：問題点

区間	番号	場所	指摘内容
足湯～ 磯部郵便局 (続き)	23	磯部郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープ、自動ドアの設置あり。 ・出入口に段差や勾配がある。 ・スロープに手すり、踊り場がなく、通路脇への転落の危険がある。 ・駐車場が狭く、駐車しにくい。 ・車椅子利用者用駐車マスがない。 ・郵便局が表通りに面しており、左側の見通しが悪く、通行時に危険を感じる。

注：指摘内容 青色文字：よい点、黒色文字：問題点

表 16 主な問題指摘箇所等（共通区間）

<p>1. 安中市観光機構駐車場～バス停(全体)</p> <p>歩道区分用の石が、つまずきやすい。</p>	<p>2. 安中市観光機構駐車場</p> <p>駐車マス、車椅子使用者用駐車マスがない。</p>	<p>3. 安中市観光機構駐車場(急坂)</p> <p>急坂では、車椅子は上がれない。</p>	<p>4. 案内板</p> <p>駐車場についての案内板の設置なし。</p>
			
<p>5. 安中市観光機構駐車場～足湯</p> <p>舗装割れがある。</p>	<p>6. バス停～磯部館</p> <p>歩道と車道との間に段差がある。</p>	<p>9. バス停（磯部温泉）東側</p> <p>バス待機空間が狭く白線のみでの区分。</p>	<p>14. ホテル磯部ガーデン</p> <p>旅館の出入口までの案内がない。</p>
			
<p>15. 磯部館</p> <p>旅館の出入口まで段差や勾配あり。</p>	<p>16. 足湯</p> <p>スロープ、手すり、踊り場の整備なし。</p>	<p>20. 観光案内所</p> <p>出入口に自動ドア、スロープ、手すりなし。</p>	<p>23. 磯部郵便局</p> <p>車通りが多く、通行時に危険を感じる。</p>
			

※番号は、前ページの区間の番号と対応。

2.2.2 地区東側（A班のその他の点検ルート）の点検結果

地区東側（郵便局～磯部駅～恵みの湯～磯部公園～磯部温泉会館）を点検した結果、指摘のあった区間・箇所は下図の通りである。具体的な指摘内容は次ページ以降に示した。



区間	番号	場所	区間	番号	場所	区間	番号	場所	
郵便局～ 磯部駅 (県道 220号磯 部停車場 線)	1	郵便局～磯部駅	城田医院 付近～磯 部交差点 まで(県 道220号 磯部停車 場線)(続 ぎ)	9	城田医院	恵みの湯 ～県道 220号磯 部停車場 線に接続 する道	16	恵みの湯～県道220号 磯部停車場線に接続 する道	
	2	ポケットパーク		10	バス停(愛妻橋)		17	案内板	
	3	ポケットパーク前の 交差点		磯部交差 点～恵み の湯付近	11		磯部交差点～恵みの 湯付近	県道220 号磯部停 車場線の 途中～磯 部温泉会 館	18
	4	ポケットパーク向か いのグレーチング			12	あいさい直売所	19		磯部公園
	5	いまい食堂		13	バス停：恵みの湯前 (恵みの湯施設前の バス停)	14	バス停：恵みの湯 (恵みの湯の敷地外 のバス停)	20	磯部公園内(トイ レ)
磯部駅	6	磯部駅(改札外)	15	恵みの湯(施設内)	21	磯部温泉会館(出入 口・トイレ)			
	7	磯部駅(駅構内)							
城田医院 付近～磯 部交差点 まで(県 道220号 磯部停車 場線)	8	城田医院付近～磯部 交差点まで							

図 25 地区東側（A班のその他の点検ルート）での指摘区間・箇所

<指摘内容>

区間	番号	場所	指摘内容
郵便局～ 磯部駅 (県道 220号磯 部停車場 線)	1	郵便局～磯部駅	<ul style="list-style-type: none"> ・道幅が狭い。段差や勾配がある。舗装割れがある。 ・交通量が多い。 ・歩行空間が狭く、通行しにくい。 ・歩道がない。 ・電線がむき出しのため、災害時は危険。 ・電柱が通行の邪魔になっている。
	2	ポケットパーク	<ul style="list-style-type: none"> ○路面 <ul style="list-style-type: none"> ・出入口に段差や、勾配がある。 ・設置されている車止めが、無機質な色で目立たず、危険。 ・路面に凹凸があり、ベビーカーを置きにくい。 ○案内 <ul style="list-style-type: none"> ・案内の文字が小さく、薄くなっており、分かりにくい。 ・案内が更新されていない(廃業した旅館の表記が残っている)。 ・案内が多言語表記されていない。 ・温泉マークが大きく表記された看板があると良い。
	3	ポケットパーク前の 交差点	<ul style="list-style-type: none"> ・交差点は、車の通行規制の見直しが必要と感じる。
	4	ポケットパーク向か いのグレーチング	<ul style="list-style-type: none"> ・グレーチングが不安定で、通行に危険を感じる。
	5	いまい食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・いまい食堂の看板が歩行空間をはみ出しており、歩きにくい。
磯部駅	6	磯部駅(改札外)	<ul style="list-style-type: none"> ○駅前広場 <ul style="list-style-type: none"> ・路面に段差や勾配がある。舗装割れがある。 ・点字ブロックが分かりにくい。 ・身体障害者用の車両の乗降場がない。 ○バス停 <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ、椅子が設置されている。 ・照明、屋根がない。 ・案内に多言語表記がない。 ○トイレ <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ前まで点字ブロックの案内がある。 ・ベビーカーと一緒にだと、女性トイレを使うのは無理がある。 ・バリアフリートイレは、使用中かどうか、分かりづらい。 ・ベビーホルダー、おむつ交換台が無い。 ○自由通路 <ul style="list-style-type: none"> ・点字ブロックがある。 ・エレベーター、エスカレーターがなく、車椅子で駅の反対側のホームに行くのは難しい。 ・身体障害者には、通行しにくい。

注：指摘内容 青色文字：よい点、黒色文字：問題点

区間	番号	場所	指摘内容
磯部駅 (続き)	7	磯部駅 (駅構内)	<p>○出入口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段差や勾配がない。 <p>○券売機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字ブロックがある。 ・券売機の位置が高く、車椅子使用者には、画面が反射して文字が認識しにくい。 <p>○改札口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通行しやすい。点字ブロックがある。 ・スロープや手すりがない。 <p>○ホーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字ブロックがある。 ・ホームドア、エレベーターやエスカレーターがない。 ・聴覚障害者向けに電車の到着を知らせるランプがあるとよい。 ・ステッピングカーで車椅子使用者への対応が可能とのことだが、ベビーカーや荷物がある場合には使いにくい。駅員に頼みにくいと感じる。 <p>○トイレ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリートイレがない。点字ブロックがない。 ・横川方面のホームにトイレがない。 <p>○案内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客らしき人を見かけた。案内が分かりにくく、多言語表記がなかった。
城田医院 付近～磯部 交差点まで (県道 220号磯部 停車場線)	8	城田医院付近～磯部 交差点まで	<ul style="list-style-type: none"> ・点字ブロックがない。 ・安全に歩行できる空間がない。 ・歩行空間と車道が分離されていないため、危険を感じる。 ・歩行空間の白線が途中で切れている。 ・歩行空間に段差があって、通行に危険を感じる。 ・車の交通量が多い。 ・車両同士のすれ違いが難しく感じる。 ・自転車での通行に危険を感じると思う。
	9	城田医院	<ul style="list-style-type: none"> ・自動ドアのため、入りやすい。 ・入口に段差がある。 ・個人の敷地と、公共の道路の区分が分かりにくい。

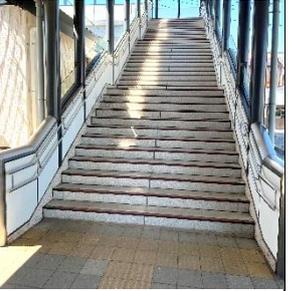
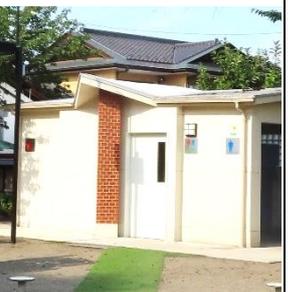
区間	番号	場所	指摘内容
城田医院 付近～磯 部交差点 まで (県 道 220 号磯 部停車場 線) (続き)	10	バス停 (鉱泉地)	<ul style="list-style-type: none"> ・乗合タクシーの停留所の看板の向きが車道側を向いており、歩行者には分かりにくい。 ・バス停の案内が小さく、文字が薄れ、分かりにくい。 ・ベンチ、椅子、屋根がない。 ・バスの待機スペースがなく、民地で待機する必要がある。 ・安全にバスを待つことができない。
磯部交差 点～恵み の湯付近	11	磯部交差点～恵みの湯付近	<ul style="list-style-type: none"> ・点字ブロックがない。 ・車の交通量が多い。
	12	あいさい直売所	<ul style="list-style-type: none"> ・自動ドアが設置されていて、入りやすい。 ・敷地入口に段差や勾配がない。 ・道路の状態が良い。 ・側溝は全てふたが付いている。 ・歩行空間がある。 ・車椅子利用者用駐車区画がない。
	13	バス停：恵みの湯前 (恵みの湯施設前のバス停)	<ul style="list-style-type: none"> ・路面の状態が良い。 ・歩行空間がある。 ・バス停の表記、位置が分かりにくい。 ・バス停が、植物に隠れて見にくい。 ・ベンチ、椅子、屋根、照明がない。 ・バスの待機スペースがない。
	14	バス停：恵みの湯 (恵みの湯の敷地外のバス停)	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停の表記、位置が分かりにくい。 ・バスの待機スペースがない。 ・バス停が道路に近接していて、交通量が多く危険。 ・ベンチ、椅子、屋根、照明がない。
	15	恵みの湯 (施設内)	<p>○施設の外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口に段差や勾配がない。 ・車椅子利用者用駐車区画がある。 ・自動ドアのため入りやすい。 ・敷地の入口から施設まで、歩車分離されていない。 <p>○施設の中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄関のベビーカーを置く場所に、ベビーカーのまま上がるのはためらう。 ・歩道にベンチがあり、ベビーカーが通行しにくい。
恵みの湯 ～ 県 道 220 号磯 部停車場 線への道	16	恵みの湯～県道 220 号磯部停車場線への道	<ul style="list-style-type: none"> ・恵みの湯から県道 220 号磯部停車場線に接続する道は、道幅が狭く、勾配がある。
	17	案内板	<ul style="list-style-type: none"> ・案内看板が分かりにくい。 ・案内看板の表記が多言語になっていない。

注：指摘内容 青色文字：よい点、黒色文字：問題点

区間	番号	場所	指摘内容
県道 220号磯部停車場線の途中～磯部温泉会館	18	県道 220号磯部停車場線の途中～磯部温泉会館	<ul style="list-style-type: none"> ・道幅が狭い、段差や勾配がある、舗装割れがある。 ・交通量が多い。
	19	磯部公園	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口、公園内に段差や凸凹がない。 ・落ち葉が多く、通行の妨げになっている。 ・案内が分かりにくい。 ・遊具のやぐらに付いたワイヤーが危険。
	20	磯部公園内（トイレ）	<ul style="list-style-type: none"> ・案内が分かりにくい。 ・トイレ周辺に段差がある。 ・ベビーホルダーがない。 ・点字ブロックがない。
	21	磯部温泉会館（出入口・トイレ）	<ul style="list-style-type: none"> ○出入口 <ul style="list-style-type: none"> ・スロープがある。段差や勾配がない。 ・自動ドアでなく、入りにくい。 ○トイレ <ul style="list-style-type: none"> ・ベビーホルダー、おむつ交換台がない。 ・和式で、使いにくい。

注：指摘内容 青色文字：よい点、黒色文字：問題点

表 17 主な問題指摘箇所等 (A 班区間)

1. 郵便局～磯部駅	2. ポケットパーク	6. 磯部駅(改札外)	7. 磯部駅(駅構内)
電柱が通行の邪魔になっている。	出入口に段差や勾配がある。	エレベーター、エスカレーターの設置なし。	ホームドア、エレベーター等の設置なし。
			
10. 城田医院付近～磯部交差点	11. 磯部交差点～恵みの湯付近	12. あいさい直売所	13. バス停: 恵みの湯前(敷地外のバス停)
歩行空間の白線が途中で切れている。	点字ブロックがない。車の交通量が多い。	車椅子利用者用駐車マスの整備なし。	バスの待機スペースがない。
			
15. 恵みの湯(施設内)	19. 磯部公園	20. 磯部公園(トイレ)	21. 磯部温泉会館
敷地の入口～施設間の歩行空間が未整備。	案内がわかりにくい。	点字ブロックがない。	自動ドアでなく、入りにくい。
			

※番号は、前ページの区間の番号と対応。

2.2.3 地区西側（B班のその他の点検ルート）の点検結果

地区西側（郵便局～見晴館、旭館～ポケットパーク～磯部駅～磯部公園～磯部温泉会館）を点検した結果、指摘のあった区間・箇所は下図の通りである。具体的な指摘内容は次ページ以降に示した。

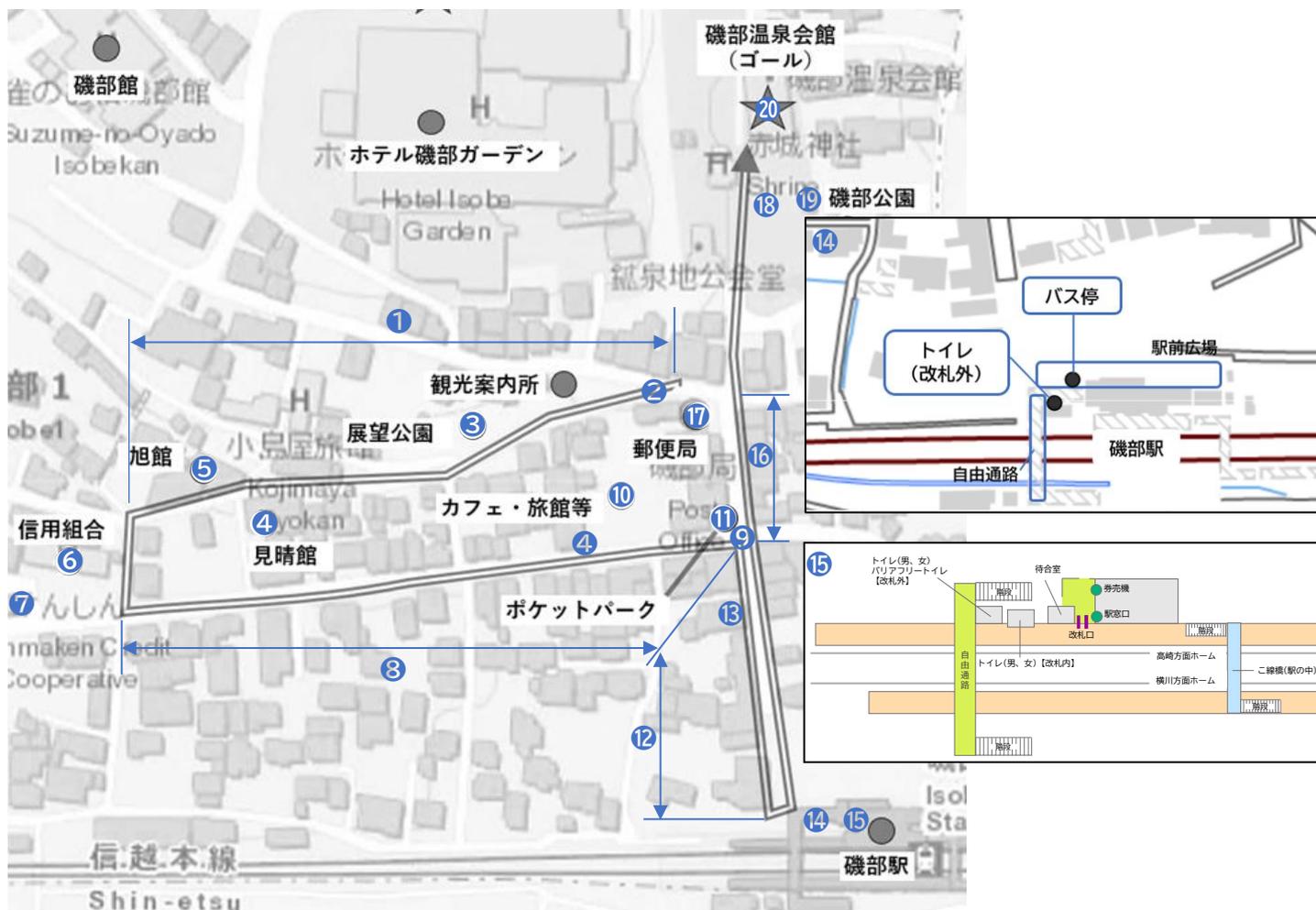


図 26 地区西側（B班のその他の点検ルート）での指摘区間・箇所

<指摘区間・箇所>

区間	番号	場所
郵便局～ 信用組合 付近	1	石畳の道
	2	上り坂の部分
	3	展望公園
	4	見晴館
	5	旭館
	6	信用組合
	7	バス停
信用組合 付近～ポ ケット パーク	8	信用組合～ポケットパーク（県道 213号磯部停車場妙技山線）
	9	ポケットパーク前の交差点
	10	カフェhitoritoiro、TARTANS CAKE STAND
	11	ポケットパーク

区間	番号	場所
ポケット パーク～ 磯部駅	12	ポケットパーク～磯部駅
	13	沿道の空き家
	14	磯部駅（改札外）
ポケット パーク～ 磯部温泉 会館	15	磯部駅（駅構内）
	16	ポケットパーク～郵便局
	17	磯部郵便局
	18	磯部公園
	19	トイレ
	20	磯部温泉会館

<指摘内容>

区間	番号	場所	指摘内容
郵便局～ 信用組合 付近	1	石畳の道	・道路（石畳）の状態が良い
	2	上り坂の部分	・上り坂の部分が横方向に斜めで危険
	3	展望公園	・敷地入口に段差、公園内に段差や凹凸がある ・トイレがない ・休憩スペースが少ない
	4	見晴館	・出入口に段差がある
	5	旭館	・出入口に段差や勾配がない ・自動ドアのため入りやすい
	6	信用組合	・出入口に段差や勾配がない ・自動ドアのため入りやすい ・駐車場に車椅子利用者用駐車区画がある（1台分）
	7	バス停	・ベンチ、椅子、屋根がない ・待つ場所が狭く、安全にバスを待つことができない
信用組合 付近～ポ ケットパ ーク	8	信用組合～ポケット パーク（県道213号磯 部停車場妙技山線）	・車の交通量が多い ・歩行空間が狭い ・グレーチングの隙間が大きい
	9	ポケットパーク前の 交差点	・段差がある ・車の交通量が多いのに、歩行者用の信号がない
	10	カフェ hitoritairo、 TARTANS CAKE STAND	・カフェ hitoritairo は、入口に階段がある ・TARTANS CAKE STAND の入口に段差あり ・駐車場に車椅子利用者用駐車区画はない
	11	ポケットパーク	・交差点近くに交通標識のポールがある ・ベンチまで段差、凸凹がある
ポケット パーク～ 磯部駅	12	ポケットパーク～磯 部駅	・道路に電柱があり歩きづらい ・歩行空間が狭い ・グレーチングの隙間が大きい ・車の交通量が多い
	13	沿道の空き家	・屋根の瓦が落ちそうで危険

区間	番号	場所	指摘内容
ポケットパーク～磯部駅 (続き)	14	磯部駅 (改札外)	<ul style="list-style-type: none"> ○自由通路 <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター、エスカレーターがない ○点字ブロック <ul style="list-style-type: none"> ・点字ブロックがある ・点字ブロックをたどると、トイレの前の壁で行き止まりになっている。トイレと分らない* ・点字ブロックに沿って歩いていると階段の鉄骨に接触する危険性がある* ○バス停 <ul style="list-style-type: none"> ・バス停の近くに、ベンチが設置されている ○トイレ <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリートイレがある ・ユニバーサルシートが無い ・手すりが無い ・ボタンが遠い ○案内 <ul style="list-style-type: none"> ・案内が分かりにくい。特に外国語の案内がない。
	15	磯部駅 (駅構内)	<ul style="list-style-type: none"> ○出入口、改札口 <ul style="list-style-type: none"> ・出入口に段差や勾配がない ・改札口の幅が狭い ○券売機 <ul style="list-style-type: none"> ・券売機の画面が反射して見えない ○ホーム <ul style="list-style-type: none"> ・点字ブロックがある ・ホームドアがない ・エレベーターやエスカレーターがない ○トイレ <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリートイレがない ○案内 <ul style="list-style-type: none"> ・(聴覚障害者も情報を得られる) 文字放送がない ・多言語表記が無い
ポケットパーク～磯部温泉会館	16	ポケットパーク～郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・道路が狭い ・交通量が多い ・道路の舗装に亀裂がある ・歩行空間がない ・グレーチングの隙間が大きい ・信号がない。
	17	磯部郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・自動ドアのため入りやすい ・スロープが設置されている

注：指摘内容 青色文字：よい点、黒色文字：問題点

※厳密には、自由通路付近及びトイレ前の点字ブロックは自由通路への衝突防止用の警告ブロックであり、その上を歩くことは想定されていない。つまり、トイレへの誘導ブロックは設置されていないこととなる。

区間	番号	場所	指摘内容
ポケットパーク～磯部温泉会館 (続き)	18	磯部公園	<ul style="list-style-type: none"> ・案内が分かりにくい。外国語の案内がない。 ・2か所ある入口のうち1か所は入れない ・車椅子で神社参拝ができない ・バリアフリートイレがある
	19	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子利用者は、トイレ前の人工芝は通りにくい ・トイレまでが舗装されていない ・視覚障害者は、トイレの場所がわからない ・点字ブロックがない
	20	磯部温泉会館	<ul style="list-style-type: none"> ・入口にスロープがある ・出入口に案内がない ・入り口に車が止まっていると車椅子で入りにくい ・出入口のスロープには凸凹があったほうがよい ・バリアフリートイレが2階にない

注：指摘内容 青色文字：よい点、黒色文字：問題点

表 18 主な問題指摘箇所等 (B 班区間)

2. 郵便局～信用組合 付近(上り坂の部分)	3. 展望公園	4. 見晴館	8. 信用組合～ポケット パーク
上り坂の部分が横方 向に斜めで危険。	トイレがない、休憩ス ペースが少ない。	出入口に段差がある。	車の通行量が多い。
			
11. ポケットパーク	13. ポケットパーク～ 磯部駅(空き家)	14. 磯部駅(改札外)	15. 磯部駅(駅構内)
交差点近くに交通標 識のポールがある。	屋根の瓦が落ちそう で危険。	点字ブロックに沿っ て歩くと階段の鉄骨 に接触する危険あり。	聴覚障害者も情報を 得られる文字案内が 整備されていない。
			
16. ポケットパーク～ 郵便局	18. 磯部公園	19. 磯部公園(トイレ)	20. 磯部温泉会館
信号がない。	車椅子で神社参拝が できない。	車椅子使用者は、トイ レ前の人工芝は通行 しにくい。	出入口に案内がない。
			

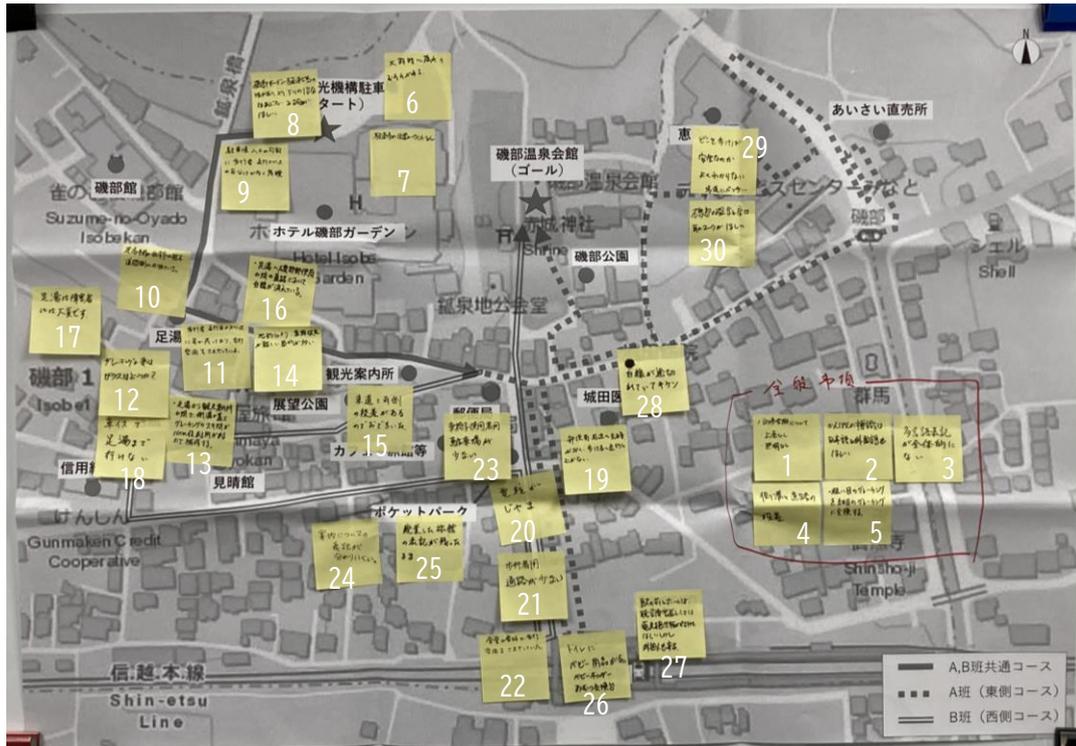
※番号は、前ページの区間の番号と対応。

2.3 意見交換会の結果

まち歩き点検の後、まち歩き点検の参加者が出席して、まち歩き点検の結果をA班、B班ごとに整理して意見交換を行う、意見交換会を行った。

意見交換会では、参加者に「まち歩き点検の結果、特に問題と思ったこと、気づいたこと」を挙げていただいた。整理・発表された内容を以下に示す。

<A班>



場所	番号	指摘内容
全般事項	1	バス停全般について ・屋根なし、照明無し
	2	・看板の標識には、日本語、多言語での分かりやすい表記が必要。
	3	・案内に多言語表記が全体的にない。
	4	・側溝と道路の間に段差があり、危険。
	5	・粗い目のグレーチングを細めのグレーチングに交換してほしい。
安中市観光機構駐車場～バス停	6	・大雨時に冠水の恐れあり。
	7	・駐車マスを示すペイントがない。
	8	・磯部ガーデン駐車場の坂があり、危険。車1台分の車路の幅しかなく危険。2台の車が同じタイミングで出入りできる車路の幅を確保してほしい。
足湯～磯部郵便局	9	・駐車場入り口の勾配に歩行者空間の区分けがなく、危険。
	10	・足湯手前の西洋亭の植木が、道路側にはみ出している。
	11	・歩行者通行用のスペースに草が茂っており、歩行空間を妨げている。
	12	・グレーチングにガラス材が入ったものを使用するのはどうか。
	13	・足湯から観光案内所の間で、側溝のふたと、グレーチングの隙間が10cm程度、ある。

場所	番号	指摘内容
足湯～磯部郵便局(続き)	14	・地形が悪い。道路改良が難しい箇所が多い。
	15	・車道と歩道との間、両側に段差があり、驚いた。
	16	・足湯～磯部郵便局の間の道路において、白線が消えている。
	17	・障害者が入浴するには大変。
	18	・車椅子で足湯まで行けない。
郵便局～磯部駅	19	郵便局周辺の交通量が多く、歩行者の通行に向かない。
	20	・電柱が歩行者の邪魔になっている。
	21	・歩行者用通路が狭い。
	22	・いまい食堂の看板が歩行空間をはみ出しており、歩きにくい。
	23	車椅子使用者用の駐車場が少ない。
ポケットパーク	24	・案内の文字が小さく、薄くなっており、分かりにくい。
	25	・廃業した旅館の表記があり、案内が更新されていない。
磯部駅	26	・トイレにベビー用品、ベビーホルダー、おむつ交換台の設置なし。
	27	・駅の前とホームには、聴覚障害者としては、電光掲示板をつけてほしい。 ・外国人も駅を利用している。

場所	番号	指摘内容
城田医院付近～磯部交差点まで (県道220号磯部停車場線)	28	・歩行空間の白線が途中で切れていて、危険。
恵みの湯 (施設外)	29	・どこを歩けば安全なのかよく分からない。歩道にベンチが設置されている。
恵みの湯 (施設内)	30	・店舗と温泉施設には、耳マークを掲示して聴覚障害者への対応をしてほしい。

<B班>



場所	番号	指摘内容
全体	1	道が狭い所に、歩行者の安全性の考慮が少ない。
	2	人が歩くスペースが狭い。
	3	交差点などで先行看板があるとよい。
	4	外国語（英語など）の案内がない。（道、案内板、トイレなど）
	5	町中は段差が多い。
	6	フリーWiFiを完備して欲しい。いろいろな障害者はスマホで情報を得るので。充電（器）も必要。
安中市観光機構駐車場～足湯	7	道の段差が大きい
バス停（磯部温泉）西側	8	歩道内にバス停があり通りづらい
	9	バス停で車椅子利用があった場合、バスが中央に寄せないと難しい（交通の妨げ）
足湯	10	観光案内所を足湯のあたりに作って案内しやすくしないと、観光地として恥ずかしい。入りやすく、フラット化。
	11	手湯があればいいのに。車椅子ユーザーはアクセスできない階段がある。
足湯～磯部郵便局	12	道路の端に段差や勾配があるので歩きにくい。
	13	道路脇の段差が多い。
	14	道路幅が狭い。道路が盛り上がっている。休業している店が多いので、今のうちに車のエスケープゾーン、休憩所を設けたい。
	15	足湯～郵便局の道路は、ひび割れているところがある。
	16	足湯～郵便局の道路は、歩道まで植物が伸びているので、歩きづらいところがある。
	17	石畳であれば、歩行者優先を感じる
	18	道幅が狭く危険を感じる。坂もきついため。

場所	番号	指摘内容
足湯～磯部郵便局（続き）	19	おみやげの店に段差があり入れない。
	20	ベイバイが使える（煎餅屋さん）。指が不自由な人にとって便利。
	21	松風堂の前のグレーチングと側溝のふたの隙間が少し広い。
	22	観光案内所前のグレーチングが腐っている。
	23	食事処の椅子が固定でないので、車椅子でテーブルに着ける。
郵便局～信用組合付近	24	この石畳は、意外と車椅子ユーザーでも走りやすい。（雨でもすべりにくい）
	25	エントランスにベンチがあり、子どもや足の不自由な人が靴を履きやすい宿があった（旭館）。
信用組合付近～ポケットパーク	26	交通量が多い場所。歩行者道路と信号がない。
ポケットパーク～磯部駅	27	歩道の電柱が邪魔です。
	28	磯部駅前の点字ブロックが、意味不明瞭でとても危険。
	29	駅の点字ブロックの位置がおかしい。
	30	駅北口の女子トイレの点字ブロック。跨線橋の鉄骨がぶつかる。
	31	多目的トイレに石けんがない。狭くて使いづらい。ボタンが高いところにある。背もたれ、跳ね上げ式手すり、ユニバーサルシート、オストメイト、音声が必要。
	32	駅の階段の下の斜面（鉄骨）にぶつかりやすい。
	33	駅に地域の案内図があったほうが良い。
	34	駅前ロータリーに障害者用の駐車場がなかった。

※28～30 番の指摘内容は、自由通路付近及びトイレ前の警告ブロックを誘導ブロックと誤認したものの。

場所	番号	指摘内容	
ポケットパーク～磯部駅 (続き)	磯部駅 (改札外) (続き)	35	ウィルのような乗り物を、駅前で貸出したらいいいのではないか。
		36	ジャンタクシー（車椅子でも乗りやすい車両）が見当たらなかった。
		37	駅の構内タクシーは、車椅子の人も乗れる車があれば。
		38	駅前に無料駐車場が欲しい。
	磯部駅 (駅構内)	39	駅にエレベーター（エスカレーター）がない。 構内タクシーのある磯部にエレベーターがなく、安中にあるのは何故。 半分ホームを休ませても、エレベーターは東京から泊まりに来るトランクを持った女性、老人に必要。
		40	ステッピングカーの存在が知られていない。磯部駅にあることが知られていない。
		41	駅の中に文字放送をつけてほしい。
		42	駅の道が狭いので、公園の入口の建物を買ってロータリーをつくり、駅の送り迎えの車を時間差でさばけるようにできないか。
ポケットパーク～磯部温泉会館	磯部公園	43	磯部公園の柵に、トイレの位置を知らせる点字を貼りたい。
	トイレ	44	ここのトイレは広いので、多目的トイレにユニバーサルシートを入れたらよい。公園があるので赤ちゃんも○。

3. 磯部温泉における情報発信、誘客の取り組み

3.1 温泉マスターへの道

磯部温泉組合では、温泉文化を紹介するパンフレット「温泉マスターへの道」を作成している。裏面には磯部温泉の観光マップを掲載しており、まちなかで実際に温泉文化を体験できるようになっている。

なお、インバウンドにも配慮して英語版も作成している。



図 27 温泉マスターへの道 パンフレット (日本語版 表面)



図 28 温泉マスターへの道 パンフレット（日本語版 裏面）

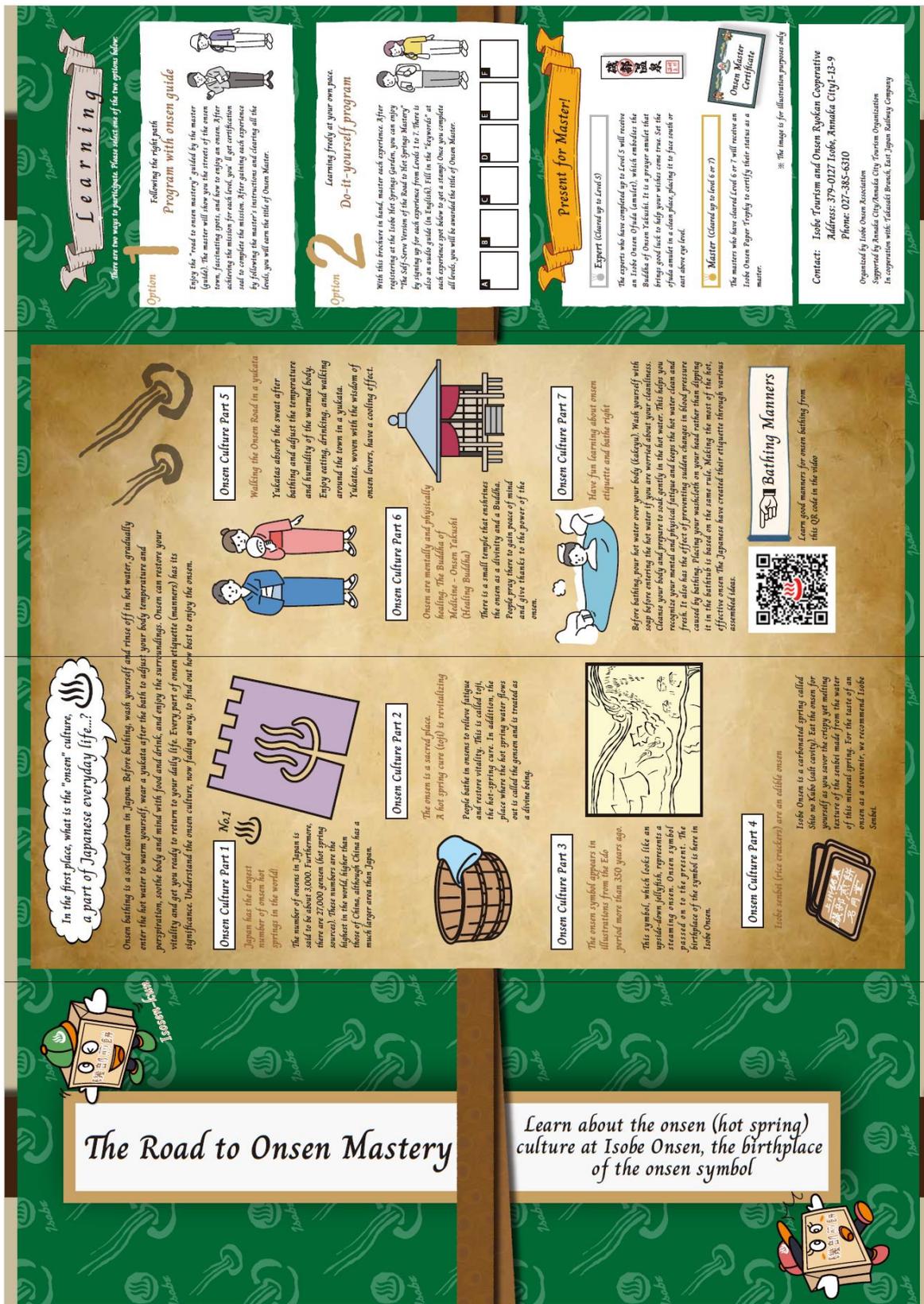


図 29 温泉マスターへの道 パンフレット (英語版 表面)



図 30 温泉マスターへの道 パンフレット (英語版 裏面)

3.2 温泉マーク発祥祭り

磯部温泉組合では、毎年、「2月22日 温泉マークの日」に近い週末において、「温泉マーク発祥祭り」を開催している。

イベントでは、磯部煎餅の食べ歩き、温泉マークのグッズなどが当たる福引き、無料入浴券の配布が行われ、令和5年度で7回目の開催となる。

図 31 第7回温泉マーク発祥祭り ポスター

3.3 温泉マーク謎解き

磯部温泉組合と東日本旅客鉄道は、まちを巡りながら謎を解く体験型のイベント「温泉マーク謎解き」を実施している。冊子では磯部温泉について紹介しているほか、磯部温泉の観光マップを掲載している。

本イベントにより、外部からの磯部温泉への誘客、鉄道の利用促進等が期待される。

ようこそ磯部温泉へ 温泉マーク謎解きに挑戦してみよう。

困ったらヒントへ

ヒントのありか

- Q1 磯部温泉会館 入口
- Q2 いまい温泉 外壁
- Q3 高野酒店 自販機
- Q4 ホテル磯部カード名切家社 風呂
- Q5 レストラン西洋亭 入口

正解発表会に
JPM 磯部温泉会館
SI ベーキングフロント
参加していただきます！
是非お越しください！

MAP

QUESTION 1
竹の中にあるイラストの名称を英語で答え、□をつなげて文字を導き出せ！
その場所に向かえ！

T	F	A	C	A	E
---	---	---	---	---	---

向かう場所

その場所の大きな石碑の下に「第1の手がかり」がある！

QUESTION 2
イラストの単語を左に戻すと…英語で施設の名称が読める！
その場所に向かえ！

向かう場所

その場所に着いたら「第2の手がかり」がここにある！

T H O S B S A I N

QUESTION 3
元の形

元の形になるように消えた部分に線を引くと…英語の文字が読める！
その場所に向かえ！

向かう場所

その場所の柱に「第3の手がかり」がある！

QUESTION 4
Q1～Q3で集めた手がかりを□に入れ
次に向かう場所を書き出せ！

ヒント ヒントの温泉マークの色を思い出せ！

--	--	--	--

この答えの場所へ行け！

QUESTION 5
たどり着いた場所から向こう側に進むまで左側を歩け。
歩きながら算数行くと算数が読れる。その算数を読み解け。

あの数

3つの内一番左側の山の二文字

その場所へ行こう！

スタンプ
チェック済

を立たせ、

赤とオレンジの

を二つずつ並べよ。
みずいろの花が示す場所が謎解きのゴールだ。

ゴールのキーワードを書け!!

QUESTION 5
たどり着いた場所から向こう側に進むまで左側を歩け。
歩きながら算数行くと算数が読れる。その算数を読み解け。

あの数

3つの内一番左側の山の二文字

その場所へ行こう！

スタンプ
チェック済

を立たせ、

赤とオレンジの

を二つずつ並べよ。
みずいろの花が示す場所が謎解きのゴールだ。

ゴールのキーワードを書け!!

図 33 温泉マーク謎解き 冊子 (裏面)

4. 用語集

	語句	意味	初出頁
あ行	アプト式鉄道	・ラックレールという歯形レールを使って、急坂を登り降りする急勾配用の鉄道のこと。	資-1
	移動等円滑化	・高齢者・障害者等の日常生活や、社会生活における移動や施設等の利用の際に係る身体の負担を軽減し、移動または施設の利用上の利便性や安全性を向上させること。	1
	インバウンド	・「外から中へ入ってくる」という意味で、多様な業界で様々な使用されているが、特に旅行業界や観光業界においては、訪日観光や訪日外国人旅行者を指す。	15
	オストメイト	・病気や事故等により消化管や尿管が損なわれるなど、腹部等に排泄のための開口部にストーマ（人工肛門・人工膀胱）を持つ人のこと。	23
	おもてなし	・「もてなし」を丁寧・上品にした表現で、相手への敬意を持ち、心を働かせて、精一杯手を尽くすこと。 ・お互いを大切に想い敬う「和の心」からかたちづけられた、日本独自の概念。	59
か行	カーシェアリング	・登録を行った会員間で特定の自動車を共同使用するサービスやシステムのこと。一般にレンタカーよりもごく短時間の利用を想定しており、レンタカーよりも安価に設定されていることが多い。 ・企業から車を借りる場合と、個人から車を借りる場合の2種類がある。	資-16
	グレーチング	・道路の排水施設（側溝や排水枦）等の路面部分に、路面排水を集水するために設置される金属製の蓋。 	42
	車椅子使用者用駐車施設	・3.5m以上と幅が広く、施設の出入口の近くに整備されている駐車スペースのこと。 ・車椅子使用者やけが人、障害者、妊産婦等、日常生活または社会生活において身体の機能上の制限を受ける人が利用するために設置。 	64

資料：福島県ウェブサイト

	語句	意味	初出頁
か行	公共交通特定事業	・基本構想で定めた移動等円滑化のために必要な事業のうち、特定旅客施設にあたる鉄道駅等で実施するバリアフリー化のために必要な整備（エレベーター、エスカレーターなどの設置、段差の解消など）、バリアフリーの一定の基準に適合した車両の購入などの事業。	63
	交通安全特定事業	・基本構想で定めた移動等円滑化のために必要な事業のうち、重点整備地区内の交差点や歩道の安全な移動、円滑な交通処理を目的とする事業（高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置、歩道への違法駐車行為の取締りなど）。	63
	交通バリアフリー法	・「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称。鉄道駅などの旅客施設や、その周辺の道路などの移動経路において、歩道の段差の解消や視覚障害者のための誘導ブロックの設置、または、鉄道駅のエレベーターの設置などにより、高齢者や身体障害者等が公共交通機関を利用してスムーズに移動できるようにすることを目的として制定された法律。 ・平成18年12月20日にバリアフリー新法が施行され、ハートビル法と統合された。	2
	心のバリアフリー	・バリアフリー化に関する市民の理解と協力についての教育活動、広報活動等を通じた取組み。	3
	こ線橋	・架道橋のうち、鉄道線路を立体交差で越えるために架けられた橋のこと。 	23
	コンパクト・プラス・ネットワーク	・医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める考え方のこと。	資-23
さ行	視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）	・視覚障害者を安全に誘導するために床面、路面等に敷設されている、点状または線状の突起をもったブロック。 ・線状ブロックにはホーム側と線路側を判別出来るような内包線ブロックもある。 ・ブロックの形は日本工業規格（JIS）で規定。 	23

	語句	意味	初出頁	
さ行	シームレス	<ul style="list-style-type: none"> ・「継ぎ目のない」という意味で、転じて複数のサービス間のバリアをとり除き、容易に複数のサービスを利用できることを指す。 ・多様な分野で様々に使用されているが、特に交通分野ではスムーズな乗り換えや、交通ターミナルでの移動のしやすさを表現するときに使用。 	23	
	重点整備地区	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化を一体的に進める必要のある地区。 ・重点整備地区は、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設と、これら施設を結ぶ徒歩経路で構成される。 	3	
	自由通路	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅の構内を横断する通路のうち、鉄道利用者に限らない歩行者や自転車が通行する通路のこと。 		23
	障害者手帳	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方が取得できる手帳の総称。 ・障害者手帳を持つことで、障害者総合支援法の対象となり、様々な公的支援・サービスを受けることができる。 ・障害者手帳には、以下の3種類がある。 <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳：身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳 ②療育手帳：児童相談所又は知的障害者更生相談所にて、知的障害があると判定された方に交付される手帳 ③精神障害者保健福祉手帳：一定程度の精神障害の状態にあることを認定する手帳 	9	
	ステッピングカー	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす用階段昇降機のこと、エレベーターやエスカレーターが設置されていない鉄道駅等に整備されている（別名チェアメイト）。 	24	
	スパイラルアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な施策や措置の内容について、施策に関係する当事者の参加の下、検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって段階的・継続的な発展を図っていくこと。 	2	
	生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> ・生活関連施設を相互に結ぶ経路。バリアフリー化事業を重点的に推進する必要がある道路のこと。 	5	
	生活関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「常に多数の人が利用する施設」「高齢者、障害者等が常時利用する施設」のこと。 	5	
	接遇	<ul style="list-style-type: none"> ・単純な「接客」から一歩踏み込み、相手に寄り添いながらもてなす技術のこと。 	64	

	語句	意味	初出頁
さ行	セミフラット型、フラット型 (歩道)	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の構造形式には、以下の3種類がある。 ①セミフラット型：歩道等面が車道等面より高く、縁石天端の高さが歩道等面より高い歩道構造 ②フラット型：歩道等面と車道等面の高さが同一で、縁石により歩道と車道を分離する歩道構造 ③マウントアップ型：歩道等面と縁石天端の高さが同一である歩道構造 	66
	総合計画	<ul style="list-style-type: none"> めざすべき将来像とこれを実現するための基本的な方向を明らかにするとともに、行政の各分野における計画や方針を統括する計画で、行政の最上位計画として位置づけられる。 	1
	側溝	<ul style="list-style-type: none"> 排水のために道路や線路の脇に設ける溝のこと。 	29
	ソフト面	<ul style="list-style-type: none"> 人材や技術、意識、情報といった無形の要素のこと。 	1
た行	低床バス	<ul style="list-style-type: none"> 乗客の乗降性を高めるため、客室床面をほぼ全長に亘って低く作り、乗降口との段差は小さく、もしくは無くしてフラットにしたバスのこと。 低床バスには、以下の2種類がある。 ①ワンステップバス：出入り口の床面の高さが650mm以下で、乗降口の段差が1段のバス ②ノンステップバス：出入り口の床面の高さが350mm以下で、乗降口の段差がないバス 	66
	デジタル田園都市(国家)構想総合戦略	<ul style="list-style-type: none"> 「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を掲げる「デジタル田園都市国家構想」を実現するため、各府省庁の施策を充実・強化し、施策ごとに2023年度から2027年度までの5か年のKPI(重要業績評価指標)とロードマップ(工程表)を位置づけたもの。 地方は、それぞれの地域が抱える社会課題などを踏まえ、地域の個性や魅力を生かす地域ビジョンを掲げた「地方版総合戦略」の策定に努めることとされている。 	資-23

	語句	意味	初出頁
た行	デマンド（交通）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービスのこと。 ・ 以下のように多様な運行形態がある。 <ul style="list-style-type: none"> ①定期路線型：予め定められたルートを実行し、所定のバス停で乗降する方式 ②エリアデマンド型：定期路線型をベースにしつつ、需要に応じて定められた迂回ルートを実行する方式 ③ミーティングポイント型：運行ルートは定めずに、予約に応じてバス停や指定の場所を実行する方式 ④ドア to ドア型：指定エリア内で予約のあったところを巡回する運行方式 	9
	道路特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想で定めた移動等円滑化のために必要な事業のうち、道路におけるバリアフリー整備に関する事業。 	63
	特定建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分、これらに附属する特定施設。 ・ 利用円滑化基準適合の努力義務が課せられる。 	2
	特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想における生活関連施設、生活関連経路、特定車両のバリアフリー化を具体化するための事業。 ・ 基本構想に特定事業を定めた場合、その特定事業を実施すべき者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられる。 	5
	特定道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路（国土交通大臣が指定）で、道路の新設又は改築を行う際に道路の移動等円滑化基準（省令）又は地方公共団体の条例への適合義務が生じるもの。 	55
	特定旅客施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客施設のうち、1日当たりの平均的な利用者が3,000人以上の施設。 	63
	特別特定建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する特定建築物で、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようなことが特に必要なものとして政令で定めるもの。 ・ 延べ床面積2,000平方メートル以上のものは、利用円滑化基準の適合義務が課せられる。 	63
	都市計画道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地の道路条件の改善や、計画的な都市づくりのため、主に都市をつなぐ幹線道路の整備を目的として、都市計画法に基づく「都市計画決定」により計画された道路のこと。 	9

	語句	意味	初出頁
た行	都市計画マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が策定する都市計画マスタープランは、市町村マスタープランともいう。正式には、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。 ・住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるもの。 	8
	都市構造	<ul style="list-style-type: none"> ・都市は人間の活動が様々な形で集合し、互いに連携しながら構成されているその構成要素のこと。 	資-23
	都市公園	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法に規定する都市計画施設である公園または緑地、または都市計画区域内において設置する公園または緑地で、地方公共団体が設置するもの。もしくは国が設置する公園または緑地（国立公園や国定公園等は含まない）。 	2
な行	認知症サポーター	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症を正しく理解し、患者支援の活動を行う人のこと。厚生労働省が、地域・企業・学校などで開催する養成講座を受講した人に対して認定する。 	70
	ノーマライゼーション	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。 	2
	乗合タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ方面へ向かう不特定多数の乗客が相乗りで利用するタクシーのこと。 ・安中市では、午前は定時定路線型で運行、午後はデマンド型で運行。 	9
は行	ハード面	<ul style="list-style-type: none"> ・施設や設備、機器、道具といった形ある要素のこと。 	1
	ハートビル法	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称。 ・段差のない出入口、多目的トイレの設置など、建築物のバリアフリー化を目指した法律。 ・平成18年12月20日にバリアフリー新法が施行され、交通バリアフリー法と統合された。 	2
	薄層カラー舗装	<ul style="list-style-type: none"> ・通行区分をわかりやすくしたり、危険な箇所であることを明示したりするため、道路の舗装の上を着色する工法のこと。 ・例えば、交差点の予告、車道と自転車通行空間の分離（自転車専用レーン）、通学路の明示（グリーンベルト）等に使用される。 	61

資料：安中市資料

	語句	意味	初出頁	
は行	バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。 ・障壁（バリア）には、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁が含まれる。 	1	
	バリアフリー教室	<ul style="list-style-type: none"> ・困っている人に自然に快く声かけすることができる「心のバリアフリー」を促進するため、国土交通省が開催する体験型教室のこと。 ・高齢者の擬似体験、車いすの介助体験、視覚障害者体験などを実施する。 	64	
	バリアフリートイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・従来「多機能トイレ」と呼ばれていたものなど、高齢者や障害者等の利用に適正な配慮が必要なトイレの総称。 	23	
	バリアフリー法	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成18年12月20日に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を一体化し、施策の拡充が図られた。 	1	
	バリアフリーマップ	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体、地域団体等が地域における施設や移動経路のバリア情報またはバリアフリー情報を収集し、印刷配布・ウェブ上で一般に公開しているマップ等のこと。 	69	
	ピクトグラム	<ul style="list-style-type: none"> ・情報や注意を伝えるための視覚記号のこと。 ・言葉を使わず、直感的に視覚で内容を伝達できるよう、伝えたい内容を視覚的に把握できるよう図案化し単純化している。 		71
	PDCA サイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）の4つのプロセスを繰り返すことで、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善する手法のこと。 	73	
	フリー乗降区間	<ul style="list-style-type: none"> ・バスなどにおいて、停留所以外でも路線上であれば、自由に乗降できる区間のこと。 	9	
フリーWi-Fi	<ul style="list-style-type: none"> ・公共機関や空港、駅、コンビニといった誰でも利用できる場所に設置されている無線接続サービスのことで、無料でインターネットを利用できる。 ・フリーWi-Fiが使える場所を「Wi-Fi スポット」や「無線LAN スポット」という。 	71		

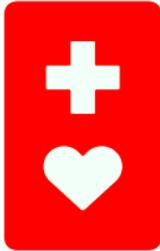
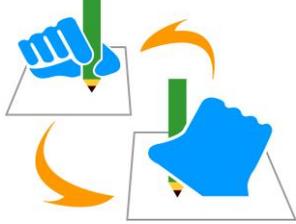
	語句	意味	初出頁
は行	ホームドア	<ul style="list-style-type: none"> ホームと線路を仕切るスクリーン（衝立）状の設備で、ホームの端に設けられ、線路側に身体を出すことができない構造のもののこと。 人や荷物と列車の接触による人身事故を防ぐことができると共に、プラットホームから人が線路上に転落したところを列車が轢いてしまう事故も防ぐことができる。  <p>資料：国土交通省ウェブサイト</p>	23
	ポケットパーク	<ul style="list-style-type: none"> まちの一角などに設けられる小さい規模の公園のこと。  <p>磯部温泉街</p>	37
ま行	耳マーク	<ul style="list-style-type: none"> 聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークのこと。（資-71 ページも参照） 	69
	無電柱化	<ul style="list-style-type: none"> 道路の地下空間を活用し、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより、道路から電柱をなくすこと。 無電柱化により、防災面の強化、安全・快適性の向上、景観・観光への寄与等が期待できる。 	61
や行	ユニバーサルシート	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や車いす使用者の方が利用しやすいよう設置された、大人も横になれる大型のシートのこと。 障がいのある方のおむつ交換等に利用されるほか、高齢者や子ども連れなど、多くの方が多目的に利用できる。  <p>資料：群馬県ウェブサイト</p>	42
	ユニバーサルツーリズム	<ul style="list-style-type: none"> 障害の有無や年齢などに関係なく、すべての人が安心して楽しめるような旅行活動のこと。 	資-34
	ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。 	2

	語句	意味	初出頁
や行	ユニバーサルデザインタクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが利用しやすい「すべての人にやさしいタクシー車両」を目指した車両のこと。 ・健康な方だけでなく、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰でも利用できる。  <p>資料：国土交通省ウェブサイト</p>	66
	用途地域	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の将来のあるべき土地利用を実現するため、都市計画法に基づいて、建築物の用途・容積・形態について制限を定める地域のこと。 ・住居系、商業系、工業系の3つに大別され、さらに13種類に細分化される。 	18
ら行	立地適正化計画	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープランであり、市町村が必要に応じて策定する計画。 	74
	旅客施設	<ul style="list-style-type: none"> ・駅、バスターミナル、港、空港など公共交通機関を利用する旅客の乗降や待合などに利用される施設のこと。 	2
	路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設。 ・時間貸駐車または無料で不特定多数の利用者が駐車できるものをいう（月極駐車場は路外駐車場には該当しない）。 	2
	路側帯	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道が設けられていない道路または歩道と接していない側の道路の路端に、歩行者用として設置されたスペース。  <p>あいさい直売所前</p>	42
	ロービジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・レンズで矯正しても十分な視力が得られない低視力や、視野に見えない部分が生じる視野欠損など、全盲ではないさまざまな視覚障害のこと。 	71

5. バリアフリーに関わるマーク

名称	概要	マーク
障害者のための国際シンボルマーク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマーク。 ・ すべての障害者を対象としたもので、特に車椅子使用者に限定して使用されるものではない。 	 <p>資料：(公財)日本障害者リハビリテーション協会資料</p>
盲人のための国際シンボルマーク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている世界共通のマーク。 ・ 信号機や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍・印刷物などに設置・添付されている。 	 <p>資料：(社福)日本盲人福祉委員会資料</p>
ベビーカーマーク	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備（エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等）を表すマーク。 	 <p>資料：国土交通省ウェブサイト</p>
身体障害者標識（身体障害者マーク）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク（努力義務）。 ・ やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となる。 	 <p>資料：群馬県ウェブサイト</p>
聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマーク（義務）。 ・ やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となる。 	 <p>資料：群馬県ウェブサイト</p>
高齢運転者標識（高齢運転者マーク）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通自動車を運転することができる免許を受けた年齢が70歳以上の方が運転する車に表示するマーク（努力義務）。 	 <p>資料：警察庁ウェブサイト</p>

名称	概要	マーク
ほじょ犬マーク	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者補助犬法の啓発のためのマーク。 ・身体障害者補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のこと。 ・公共施設や交通機関をはじめ、デパート、スーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務がある。 	 <p>資料：厚生労働省資料</p>
耳マーク	<ul style="list-style-type: none"> ・聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマーク。 	 <p>資料：(一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会資料</p>
ヒアリングループマーク	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器や人工内耳に内蔵されている磁気誘導コイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマーク。 ・このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らせ、利用を促すもの。 	 <p>資料：(一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会資料</p>
オストメイトマーク	<ul style="list-style-type: none"> ・オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマーク。 ・オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されている。 	 <p>オストメイト(人工肛門・人工膀胱)用の設備を備えています</p> <p>資料：(公社)日本オストミー協会ウェブサイト</p>
ハート・プラスマーク	<ul style="list-style-type: none"> ・心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマーク。 ・内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくく、様々な誤解を受けることがあるため、そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたもの。 	 <p>資料：NPO 法人ハート・プラスの会ウェブサイト</p>

名称	概要	マーク
白杖 SOS シグナル普及啓発シンボルマーク	<ul style="list-style-type: none"> ・白杖を頭上 50 センチメートル程度に掲げて S O S のシグナルを示している視覚に障害のある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 S O S シグナル」運動の普及啓発シンボルマーク。 ・岐阜市が公募により平成 27 年 3 月に作成。 	 <p>資料：岐阜市資料</p>
ヘルプマーク	<ul style="list-style-type: none"> ・義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマーク。 ・東京都が平成 24 年に作成し、一部の鉄道駅や病院、自治体の窓口等で配布。 ・平成 29 年に J I S（案内用図記号）に採用されたことから全国共通マークとなり、群馬県においても普及を促進。 	 <p>資料：東京都資料</p>
手話マーク	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚に障害がある方が、手話でのコミュニケーションの配慮を求める場合に提示されるマーク。 ・自治体、民間施設、交通機関の窓口などで、手話での対応が可能であることを示すマークとしても使用。 	 <p>資料：(一財)全日本ろうあ連盟ウェブサイト</p>
筆談マーク	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚や音声言語機能等に障害がある方などが、筆談でのコミュニケーションの配慮を求める場合に提示されるマーク。 ・自治体、民間施設、交通機関の窓口などで、筆談での対応が可能であることを示すマークとしても使用。 	 <p>資料：(一財)全日本ろうあ連盟ウェブサイト</p>
マタニティマーク	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦が交通機関などを利用するときに身に付け、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。 ・交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関などが、その取組や呼びかけ文を加えたポスターなどを制作して掲示し、「妊産婦にやさしい環境づくり」を推進することも可能。 	 <p>資料：こども家庭庁資料</p>

名称	概要	マーク
障害者雇用支援マーク	<ul style="list-style-type: none"> ・「公益財団法人ソーシャルサービス協会」が、障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マーク。 	 <p>資料：(公財)ソーシャルサービス協会資料</p>
介護マーク	<ul style="list-style-type: none"> ・介護をする方が、介護中であることを周囲に理解してもらうためのマーク。 ・認知症の人の介護をする方の要望を受け、静岡県が平成 23 年 4 月に作成。 	 <p>資料：静岡県資料</p>
あいサポートバッジ	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県では、地域の誰もが障害のある方と共に生きるサポーターになってもらう取組として「あいサポート運動」を推進。 ・様々な障害の特性などを理解するための研修に参加した方を「あいサポーター」として認定。 ・あいサポーターは日常的に「あいサポートバッジ」を身につけ、気軽に手助けをしやすい環境を作るとともに、共生社会の大切さなどを広めている。 	 <p>資料：鳥取県ウェブサイト</p>